

学会情報

IFA 第2回アジア太平洋地域会合の様様

税務大学校研究部長 水谷年宏
税務大学校研究部教育官 井上篤志

◆SUMMARY◆

2016年5月12日(木)から13日(金)にかけて、韓国のソウルでIFA第2回アジア太平洋地域会合が開催された。

今回合会では、メイン議題四つと4セミナーの計8テーマが取り上げられ、レクチャーやディスカッションが行われた。今回のテーマは、全てがBEPS(税源浸食と利益移転)に関連するものであった。

今回合会には、税務大学校研究部から、水谷年宏研究部長、井上篤志国際支援企画係長(現研究部教育官)が参加した。本稿は、両者が協力して作成したものである。なお、今回合会の様様は、BEPS最終報告書で示された各行動の概要、各行動の関連論点や関連裁判例、各国対応状況に焦点を絞って整理したものである。(平成28年11月30日税務大学校ホームページ掲載)
(税大ジャーナル編集部)

本内容については、全て執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目 次

はじめに	92
議題 1 グループ内役務提供への課税	93
議題 2 経済的実質課税原則	100
議題 3 無形資産に係る移転価格税制	110
議題 4 租税条約における紛争解決	122
セミナーA BEPS と利子控除制限	128
セミナーB BEPS 最終報告書を受けた各国の対応 (東アジア・東南アジア等)	133
セミナーD BEPS 最終報告書を受けた各国の対応 (中東、南アジア、オセアニア)	142

はじめに

IFA (International Fiscal Association) 第 2 回アジア太平洋地域会合は、2016 年 5 月 12 日から 13 日に韓国のソウルで開催され、その参加者数は約 200 人であり、地域会合としては多くの参加者が集うものであった。

今回会合では、メインの議題四つと A から D までの 4 セミナーの計 8 のテーマが取り上げられた。今回のテーマは、全てが BEPS (税源浸食と利益移転) に関連するものである。

「無形資産に係る移転価格ルール」のように、内容が非常に難解であるため、OECD 移転価格ガイドライン改訂点及びインドにおける取扱いに焦点を当てて説明がなされたテーマがある一方、「経済的実質課税原則」や「グループ内役務提供への課税」のように、各国の取扱いについて、裁判例を参考としつつ説明等がなされ、各国の比較分析に役立つテーマもあるなど、テーマごとの状況を踏まえた工夫が随所に見られる。また、「BEPS 最終報告書を受けた各国の対応」については今回開催時、2015 年 10 月の BEPS 最終報告書公表から約 7 か月しか経過していないこともあり、各国の対応は初期段階と思われる。しかし、今後注視していくべきテーマであろう。

今回会合には、税大研究部から、水谷年宏

研究部長、井上篤志国際支援企画係長が参加し、拙稿は、両者が協力して作成したものである。今回会合の様子は、BEPS 最終報告書で示された各行動の概要、各行動の関連論点や関連裁判例、各国対応状況に焦点を絞って整理している。したがって、BEPS プロジェクトの全体像を説明している「基調講演：BEPS パッケージの実施」や若手研究者等間の討議を目的としたテーマである「セミナー C：多国間租税協定」の概要については割愛している。

拙稿の内容以上に今回会合のテーマにつき詳細に把握したい場合には、<http://www.ifaseoul2016.com/sub/sub0603.asp> を参照されたい。

議題1 グループ内役務提供への課税

【議長及び討議者等】

Chairman: David Rosenbloom, Caplin & Drysdale (USA)

Panel Members : **Nobuaki Iwashina**, TMI associates (Japan), **Sophie Chou**, Ernst & Young (Chinese Taipei), **Nico Derksen**, International Tax Management Pte Ltd (Singapore), **Tianlong Hu**, Renmin University of China (China People's Republic of), **Yoon Oh**, Hanyang University (Korea Republic of)

【議題1のポイント】

日本、台湾、シンガポール、中国、韓国から、グループ内役務取引について、移転価格上の取扱いを中心にして、日本、台湾、韓国は裁判例を参考にしつつ、説明がなされた。

インバウンドの役務提供については、台湾は役務提供対価の損金算入が極めて厳格であること、韓国は役務提供対価の損金算入につき間接法が認められたことにより従前厳格であったものが幾分緩和されたこと等が伺われる。

中国では、移転価格税制に係る文書化について、BEPS 最終報告書で示されていない価値貢献配分方法やグループ内役務提供に関する特別ルールが示されており、その点は今後動向に注意すべき点であろう。また、韓国では、信用保証取引を役務提供取引とした上で自ら独立企業間価格算定方法を定式化して課税した事案が訴訟係属中である。その判決も注意すべき点であろう。

1 日本

グループ内役務提供につき移転価格税制を中心に説明がなされた。

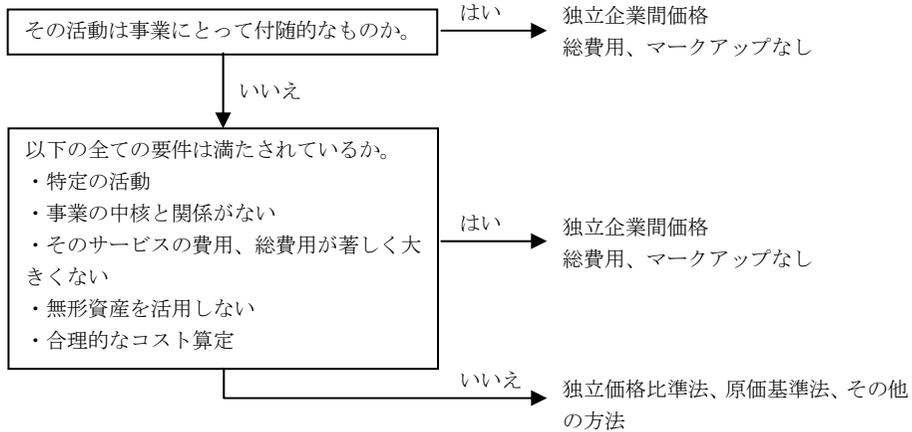
(1) 移転価格税制

イ 日本におけるグループ内役務提供は、親会社が外国子会社に役務提供しその対価を得るというアウトバウンドが通常であるが、インバウンド、アウトバウンドいずれも課税上の取扱いは同じで、関連法令等は措置法令や措置法解釈通達のほか、事例の含まれた事務運営指針がある。その中でも、事例の含まれた事務運営指針が重要な役割を果たしている。

ロ グループ内役務提供に関する主要な論点は、①グループ内役務提供が提供されたのかどうかという点、②支払対価が独立企業原則に沿っているかという点である。

(イ) グループ内役務提供が提供されたのかどうかという点については、OECD 移転価格ガイドラインと同様、バリューテスト(経済的・商業的価値の有無)によって判断される。当該テストにより重複する活動や株主活動が除かれる。

(ロ) 支払対価が独立企業原則に沿っているかという点については、以下の図のとおり、2段階の基準により判断されるが、どちらか一つの基準に合致している場合にはマークアップなしの総コストで足りるという取扱いになっている。



また、適用される移転価格算定方法によるグループ内役務提供を区分すると以下のとおりであるが、この区分は BEPS 最終報告書 (7.47 と 7.48) と類似している。

A 原価基準法

予算管理、会計、監査、法的サポート、コンピューターサービス等

B その他の算定方法

企画、調整、製造、購入、マーケットサービス等

ハ 日本の実務においては、事業にとって付随的な役務提供について上述したように総費用のみを対価として請求することも可能であるが、原価基準法を採用して 5~10% のマークアップすることも可能である。この点は BEPS 最終報告書が示している 5% のマークアップする原価基準法を勧告しているものとは異なっている。

ニ グループ内役務提供に関連して二つの裁判例が紹介された。

(イ) 1999年3月31日判決は以下のとおりである。

日本に所在する親会社が商品を外国子会社から購入しているところ、当該親会社は当該商品の検品や当該商品の品質管理の責任を負っているため、裁判所は、当該親会社が当該子会社に対して管理システムを提供していると認定して、人材派遣費用を請求すべきであるとした。

(ロ) 2012年10月30日判決(アドビ事件)

は典型的なグループ内役務提供の事例ではないが、アドビオランダがアドビジャパンに対して行った主要業務の一つであるサポート業務の対価が独立企業間価格であるか否かにつき争った事例である(アドビ側が勝訴)。

(2) その他(サービス PE 及び役務提供に対する源泉所得税)

イ インバウンドの役務提供については、国内法にサービス PE の規定はなく、導入する予定もないことから、一般的にサービス PE が認定されることはない。ただし、中国、インドネシア、タイ等との租税条約では、コンサルタント業務が PE となり得るとの条項はある。

アウトバウンドの役務提供については、親会社職員が外国子会社に派遣された場合に、親会社のサービス PE を認定される等、多くの日本の企業が中国やインドにおけるサービス PE 課税に苦しんでいる。

ロ 人的役務の提供について国内源泉所得対象となる場合には国内法で 20% の源泉所得税が課される。また、その他のサービス提供について国内源泉所得対象となる場合には PE に帰属するもの以外は源泉所得税対象ではない。

2 台湾

グループ内役務提供に関連する台湾支店・台湾子会社に対する課税の在り方を中心として説明がなされた。

(1) 役務提供に対する移転価格税制

台湾では2004年12月に移転価格税制を施行している。OECD加盟国ではないが、OECD移転価格ガイドラインとBEPS最終報告書を尊重して実務を進めている。近年管理機能等の重要な役割を果たしている役務提供取引やロイヤルティ取引、タックスヘイブンの取引、年度末利益調整に関する調査に力を入れている。また、財務省はBEPS最終報告書勧告に対応するため移転価格税制の改正に取り組んでいる。

(2) 台湾の支店（本店・地域統括拠点の費用配賦）

イ 本店・地域統括拠点の管理部署における職員の給与、出張費用、法務・会計費用等につき一定条件を満たした場合、外国法人の台湾支店が、当該外国法人の本店・地域統括拠点からの配賦された費用を損金算入することを認めている。また、配賦する基準は事前承認がない場合には収入基準以外は認められない。

ロ 当該外国法人全体に関連する費用を取りまとめたものを支店等に配賦するだけであるので、移転価格税制の対象にもならないし、配賦費用を国外へ支払うことは源泉所得税対象ともならない。

(3) 台湾の子会社

イ 台湾税務当局は近年、国際的／地域的な管理業務への対価支払に厳しい姿勢を採っている。役務提供契約、国際的／地域的な管理業務対価の計算書類、管理業務費用と当該費用がもたらす利益との関係、管理業務費用として取りまとめられたものが適正

かどうかという点、マークアップの方法等についてチェックされるだろう。なお、これらの支払は所得を構成することから源泉所得税対象で租税条約による減免措置が受けられる。

ロ 重点が置かれる点としては以下のものが挙げられる。

(イ) 全世界的に採用されている首尾一貫した手法であるか否かという点（役務提供の性質を考慮した場合一般に受け入れられる算定方法は原価基準法と利益分割法）

(ロ) 合理的な配賦基準（収入基準だけが合理的配賦基準ではないことに留意）

(ハ) 合理的なマークアップか否かという点（十分検証されたベンチマーク研究によってサポートされるべき点に留意）

(ニ) 費用と収益との対応関係

(ホ) 役務提供が収益をサポートしているという証拠

ハ 台湾子会社から外国親会社へ管理上の役務提供対価（役員報酬、サプライチェーン費用及びマーケティング費用）の損金算入を主として以下の理由により否認した事例がある（High Administrative Court Decision No.2351 in 2009）。

(イ) 役務提供を伴わない本店等の費用配賦が台湾支店に認められている規定を踏まえ、その反対解釈として、当該費用配賦につき台湾子会社には認められていないと解釈し得ること

(ロ) 受けた役務提供と支払に直接的な関係がないこと

(ハ) 契約書に役務提供対価に関する記載がなく、契約書に記載された役務提供と当該役務提供対価との関連を確認することが難しいこと

(ニ) 台湾子会社に必要な経費であるとはいえないこと

(ホ) 台湾子会社が実際に役務提供を受け

たことを証明する文書がないこと

3 シンガポール

グローバル経済における姿勢及びグループ内役務提供に関する考察を中心に説明がなされた。

(1) 税制

シンガポールは属地主義に準ずる制度を有しており、課税対象は国内源泉所得とシンガポールに送金された国外源泉所得のみであるが、源泉所得税の課されるものは国内源泉所得とみなすとの規定がある。なお、国内法上 PE となり得る範囲は広いがサービス PE の規定はなく、移転価格税制についてはおおむね OECD 移転価格ガイドラインに沿っており、役務提供について移転価格上訴訟が提起されたものはない。

(2) グローバル経済における姿勢等

イ シンガポール経済は資本の自由化がなされ開放されたものである。なぜなら、シンガポールは資源がない小国なので、安定した政治環境のもと、国際的ビジネスを促進する国となることの重要性を認識しているからである。そして、ビジネス活動を促進する強力な優遇措置が長年にわたり安定的に提供されている。税制面でいえば、かなり低い税率と少ない課税標準額（低税率よりもこの点が重要）であることから、グループ内役務提供対価の受け手となっている。

ロ シンガポールは BEPS プロジェクトの取組みを十分サポートしている。ただし、BEPS 最終報告書の内容が取り込まれている OECD 移転価格ガイドライン改訂で記述されているように、シンガポールも、各国が自立した権利を有し、グローバル経済における各自のポジションを守る権利を有することについて明確に支持を表明している。

(3) グループ内役務提供に関する考察

イ 国内法上課税される所得全体に対し関連して発生した経費については控除できるようになっている一方、租税回避防止規定や移転価格税制も整備されており、バランスがとられている。

ロ 移転価格税制上、低付加価値の役務提供や定型的な役務提供について 5%のマークアップが認められている。

ハ サービス PE に関しては国内法に定めがないので、役務提供自体から PE 認定されることはない。

ニ 一定の条件を満たす必要があるが、(管理)サービスがシンガポール国内で提供された場合には、源泉所得税が課され得るであろう。

ホ 人件費が安い国にとって、シンガポールは、人件費が高く、かつ、低税率な国であるため、役務提供契約を締結する場合には、何らかの圧力がかかることもあり得るだろう。

4 中国

グループ内役務提供における移転価格上の取扱いについて、中国の移転価格ガイドライン改正草案におけるローカルファイルやグループ内役務提供等の特別ファイルの内容、当該内容等を踏まえたグループ内役務提供について検討すべき点や着目すべき課題等の説明がなされた。

(1) 改正草案におけるローカルファイルや特別ファイルの内容

イ 中国国家税務総局は 2015 年 9 月、移転価格税制に係る同時文書化（マスターファイル、ローカルファイル及び国別報告書）等、中国における移転価格ガイドラインの改正草案を公表した。当該草案で示されている移転価格税制に係る同時文書化は、BEPS プロジェクトを受けて、BEPS に対

応するためには移転価格文書の一層厳格化が必要であるとの認識を受けたものである。

ロ 移転価格文書の中でローカルファイルは、移転価格を算定するために綿密な分析をする必要があり、そのための詳細な情報が掲載された文書である。その提出が義務付けられるものであるが、中国におけるローカルファイルの概要は以下のとおりである。

- (イ) 関連者間取引がもたらすバリューチェーンでの価値創造の分析
- (ロ) 多国籍企業グループ全体の事業フロー、生産フロー及びキャッシュフロー
- (ハ) 多国籍企業グループの連結財務諸表と当該グループ内の各法人等の財務諸表
- (ニ) 多国籍企業グループの利益配賦方法と当該方法に基づく結果
- (ホ) 多国籍企業グループにおける直接海外投資と資本移転に関する情報

ハ グループ内役務提供に関わる納税者は、ローカルファイルとは別に以下のような文書も要求される。当該文書は BEPS 最終報告書が勧告するものではない。その内容は以下のとおりである。

- (イ) グループ内役務提供の契約書の写し
- (ロ) グループ内役務提供の詳細な説明とその対価明細
- (ハ) グループ内役務提供に係る費用明細とその配賦
- (ニ) グループ内役務提供の対価の適正を裏打ちする移転価格算定方法の選定

(2) グループ内役務提供について検討すべき点や着目すべき課題等

イ グループ内役務提供について以下のような点を検討すべきである。

- (イ) 中国子会社による役務提供対価の支払額・受領額が独立企業間価格に従っているかという点
- (ロ) 管理チャージその他の役務提供対価は中国子会社が当該役務提供から利益を

得ているというだけで負担されるべきではないという点

- (ハ) 利益テスト／必要性テストを実施しているかという点（役務提供が中国子会社による本当に必要とされているかどうかを確認しているかどうかという点）
- (ニ) 役務提供対価が関連者間取引として移転価格ルールに従って支払われているかどうかという点
- (ホ) 重複的に実施されているような管理業務とみなされるものは対価を支払うべきではないという点

ロ グループ内役務提供について着目すべき課題や税務行政上着目すべき点は以下のとおりである。

- (イ) 費用配賦方法の合理性を査定する必要がある。しかし、国家税務総局が査定するのが難しい一方、中国子会社から提示された証拠を全面的に国家税務総局が受け入れることはありそうもない。少なくともグループ内役務提供全体についての仕組みを理解する必要がある。そのため、国家税務総局も、全世界的な移転価格上の方針、移転価格算定方法、各子会社に割り当てられた金額をマスターファイルの中で開示するよう規定している。
- (ロ) 技術に関するロイヤルティ取極めの中に技術援助の役務提供条件が組み込まれている可能性がある。したがって、対価がロイヤルティに該当するか、技術的役務提供対価に該当するかは難しい課題である。
- (ハ) 価値創造の流れ (value creation chain) と寄与度との関係は以下のとおりである。

上記改正草案の中で、OECD ガイドラインで示されている伝統的算定方法に加え、価値貢献配分法 (value contribution allocation method) を規定

している。価値貢献配分法は BEPS プロジェクトにおける価値創造アプローチと合致するものである。言い換えれば、価値貢献配分法は、多国籍企業グループ全体収入に対して価値創造要素（資産、費用、収益、人員数、一貫性等）がもたらす貢献度について合理的な算定方法を示すものである。

(二) 税務行政面における着目すべき点は以下のとおりである。

グループ内役務提供は国家税務総局による厳しい調査対象となり、議論の的となろう。議論対象は、関連費用配賦のため取りまとめたものの範囲、事業実態及びグループ内役務提供契約の一貫性である。そして、配賦方法の選択と移転価格上の方針にも一層注意を払われることになろう。また、役務提供対価は、源泉所得税が発生したり、法人税上の大きな修正となり得るロイヤルティとして判断されたりすることもあるかもしれない。

5 韓国

グループ内役務提供の論点を中心として、裁判例等を参考にしつつ説明がなされた。

(1) 韓国における移転価格税制

イ 韓国では、「国際課税に関する法律（International tax coordination act: ITCA）」の中に移転価格税制が盛り込まれているが、OECD 移転価格ガイドラインに沿ったものとなっている。

ロ 移転価格税制は、「不公平取引に対する調整条項（unfair transaction adjustment provision : UTAP）」から派生したものである。その相違点は、移転価格税制が国際的関連者間取引に適用されるものであるのに対し、UTAP は関連者間取引全体に適用されるものである。この相違点からは国際的関連者間取引は移転価格税制と UTAP

双方の適用可能性があるように見える。しかし、そのようなことはなく、移転価格税制は UTAP より優先適用する旨 ITCA で明示している。

(2) インバウンドのグループ内役務提供に関する規定

イ インバウンドのグループ内役務提供の課題は以下のとおりである。

(イ) 管理に関する役務提供対価が国内法上損金算入される要件に合致するかという点、すなわち、「通常一般的費用として認められるもの」、又は、「収入に直接結びつくもの」に該当するかという点

(ロ) 移転価格税制に適合しているかという点、すなわち、実際に提供された役務提供対価かどうかという点、及び、当該対価が合理的であるか否かという点

ロ 当該実務の変遷は以下のとおりである。

(イ) Rockwell Automation case 以前

全費用は、収入との直接的関係を充足するために、各支払に直接的関連ある役務提供について、資料に基づき証明されなければいけないこととなっており、直接法のみが認められていた。

(ロ) 2002 年最高裁判決（Rockwell Automation case）

韓国子会社は、香港に所在するアジア太平洋地域統括会社から人事管理、市場分析、売上管理サービスを受け、当該サービスの対価として関連費用に 5% マークアップしたものを支払っていたところ、裁判所は、当該サービスが実際に発生した収入に合理的に結びつくため、当該支払は控除し得ると判断したものである。

(ハ) Rockwell Automation case 以降

当該最高裁判決により、間接法が認められることとなった。当該最高裁判決の影響を受けた規定は以下のとおりである。

A 2002 年 ITCA に関する基本規則 (ITCABR)

管理サービス対価については以下の要件を満たす場合に控除できる。

- ① 個々の役務提供がなされたことについて書類に基づき立証されること
- ② 役務提供対価が、「通常一般的費用として認められるもの」、又は、「収入に直接むすびつくもの」であること
- ③ 対価が独立企業原則に基づくものであること

B 2006 年 ITCA に関する大統領令 (ITCAPD)

ITCAPD と ITCA は、表現ぶりが異なるものの内容は合致している。当該内容は以下のとおりであるが、二つ目の要件により間接法が受け入れていると思われる。

管理サービス対価については以下の要件を満たす場合に控除できる。

- ① 役務提供に当たって事前を取極めが締結され、かつ、当該取極めに従って役務提供が実施されること
- ② 役務提供に起因する利益が予期されること
- ③ 対価が独立企業原則に基づくものであること
- ④ 関連文書が提示されること

(二) BEPS 最終報告書における低付加価値役務提供の考え方

BEPS 最終報告書では、法令順守費用の観点から、選択的、かつ、簡素な方法が提案されたが、韓国は当該方法を当然受け入れることとなる。

当該方法が適用となる役務提供として、会計、監査、債権管理、人事管理活動が挙げられている。また、予測利益に関する指標が費用配賦基準として利用されるであろう。

ハ 役務提供者への課税は以下のとおりである。

(イ) 役務提供費に対する源泉所得税等

管理サービスから生ずる所得は、事業所得かロイヤルティかという論点がある。事業所得の場合、租税条約があるときには PE 帰属所得でない限り源泉地国で課税されないが、租税条約がないときには支払対価の 3% に源泉所得税が課される。管理サービス対価が当該サービス受領法人の売上額によって決定されている場合には管理サービスから生ずる所得はロイヤルティ所得となるというのが韓国税務当局の考え方である。

(ロ) サービス PE

サービス PE について韓国で導入する動きは見られない。

(3) アウトバウンドのグループ内役務提供に関する規定

イ アウトバウンドのグループ内役務提供の役務提供者への課税に当たっては、役務提供対価が国外関連者から適切に回収されているかという点（独立した第三者は役務提供として認識するかという点、役務提供と認識し得る場合には独立した第三者は問題となっている対価で当該役務提供を行うのかという点）について検討する必要がある。

ロ アウトバウンドのグループ内役務提供について、信用保証費に関する裁判例がある。

- (イ) 韓国親会社は外国子会社に対し信用保証を行っていたが、当該対価は通常の役務提供取引と比べ比較的低額であった。
- (ロ) 争点は当該対価が独立企業間価格であるかどうかという点である。
- (ハ) 当該信用保証がなされた当時、一般的な独立企業原則しかなく、国内取引について、UTAP を適用した事案もなかった。

その意味で、当該信用保証がなされた当時においては、政府の観点からすると、課税を行うメリットがなかった。

- (二) 韓国税務当局は 2012 年、信用保証取引について独立企業間価格算定方法を検討し、2013 年、除斥期間を踏まえ当該親会社に更正処分を実施したが、当該親会社は受け入れず訴訟に至ったものである。
- (ホ) 下級裁判所は、以下のような当該親会社の主張を支持した。
 - ① 韓国税務当局の独立企業間価格算定方法は CUP 法に従っておらず、適正な比較対可能性分析とはいえないこと
 - ② 2014 年公表の「無形資産に関する移転価格上の指針 (Guidance on Transfer Pricing Aspects of Intangibles)」では、多国籍企業グループのメンバーであることに付随的に生じた利益について、役務提供によってなされたものとしないと記載されていること
- (ハ) 当該事案は現在、上級裁判所で審議中である。信用保証取引に関する独立企業間価格算定方法は 2013 年、ITCA に関する財務省令での改訂がなされているが (課税が検討された当時とその内容は概ね同一)、当該親会社は 2013 年以降、改訂された算定方法に基づき申告をしている。韓国では改訂された算定方法を法定化するかが注目されている。

議題 2 経済的実質課税原則 (Substance-over Form)

【議長及び討議者等】

Chairman: Chang-Hee Lee, Seoul National University (Korea Republic of)
Panel Members : Chi Chung, Academia

Sinica (Chinese Taipei), **Shefali Goradia**, BMR & Associates LLP (India), **Victor Matchekhin**, Linklaters CIS (Russia), **Pistone Pasquale**, IBFD (Italy), **Anand Raj**, Shearn Delamore & Co. (Malaysia), **Ji-Hyun Yoon**, Seoul National University (Korea Republic of)

【議題 2 のポイント】

本議題においては、経済的実質課税原則に深く関わり合いのある一般的租税回避否認ルールに焦点を当て、裁判所が採用した法の適用解釈の点につき、第一段階として検討される私法上のアプローチ (法人格否認法理等)、第二段階として検討される税法固有のアプローチについて、裁判例を利用した各国比較の説明を行い、第三段階として一般的租税回避否認規定についても、裁判例を利用した各国比較の説明がなされた。その他、一般的租税回避否認ルールに係る国内法と条約との関係、最近の EU の取組状況についても説明がなされた。

一般的租税回避否認ルールにつき、各国における裁判所が採用した私法上のアプローチ、税法固有のアプローチ、一般租税回避否認規定と順に見ていくと、より税法固有のアプローチの必要性が高まっているものと筆者は考えている。また、その礎となる理論と実務双方ともに多様な手法が用いられている。例えば、理論では台湾や韓国等の経済的実質課税原則 (税法)、マレーシア等の法の濫用 (私法) 及び台湾等の不正の意図による権利濫用 (私法) が挙げられるし、実際の適用は私法上でも無効とするものからできる限り形式を重視するものまで大きな幅がある。しかし、経済的実質課税原則や法の濫用理論は人為的取引の存在や租税回避目的が主目的であることという要素が共通しており今後は収斂していくこととなろうと議長は指摘しているがそれは賛同できる。

1 EUのアプローチの概要とラサール事案

租税回避否認ルールに関するEU諸国の対応状況を概観するとともに、韓国最高裁判所判決であるラサール(Lasalle)事案について説明があった。

(1) EUのアプローチの概要

EUのアプローチの内訳は以下のとおりであるが、経済的実質課税規定又は適用法令の濫用を防止する一般的租税回避否認ルールを採用している国が多い。

イ 経済的実質課税規定に基づき事実関係を再構築する国は以下のとおりである。

キプロス、チェコ、エストニア、フィンランド、ハンガリー、オランダ、ポーランド、ルーマニア、スロベニア

ロ 租税法適用の濫用を防止する一般的租税回避否認ルールを有する国は以下のとおりである。

オーストリア、ブルガリア、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、マルタ、ポルトガル、スペイン、イギリス

ハ その他のアプローチを採用する国は以下のとおりである^①。

判例法として不正の意図による権利濫用(Fraus legis)があった場合に適用する一般的租税回避否認ルールを有する国(クロアチア、オランダ)、個別的租税回避否認法(SAAR)のみを有する国(スウェーデン)、一般的租税回避否認ルールとして私法上のアプローチを採用している国(ラトビア、リトアニア、スロベニア)

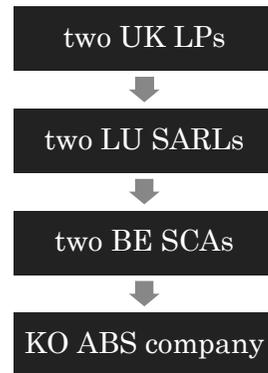
(2) ラサール事案

イ 事実関係は以下のとおりである。

原告はイギリスのリミテッド・パートナーシップであり、ソウルの商業ビルへの投資に興味を示していたところ、ターゲットとされた商業ビルは証券化されており、韓

国法人ABS社の株式として取引されていた。そこで、原告は、ABS社との間にベルギー法人とルクセンブルグ法人を設立して所有しようとした。その理由は、ベルギー法人(BE SCAs)がABS社株式を譲渡する際に、韓国国内法によるABS社の株式譲渡益に対する課税を避けるためであり、ルクセンブルグ法人(LU SARLs)がBE SCAsからの分配を無税にしようとするためである。争点の一つが条約漁りへの対応、租税条約上課税し得ることを認めた特定規定がない場合にも国内法の経済的実質課税原則が適用されるか否かという点であり、最高裁判所は2012年4月、租税条約上課税し得ることを認めた特定規定がない場合にも国内法の経済的実質課税原則が適用され得る旨の判断を下している。取引図は下記ロ参照。

ロ 取引図



ハ 台湾から類似事案があるとのコメント、マレーシアからラサール事案は国内法適用を争点としているようであるが、事実関係を見る限り、租税条約上の問題ではないかとのコメントがあった。

2 私法上のアプローチ

租税回避を否認する私法上のアプローチについて、インド及び韓国に関する説明がなされた。

(1) 法人格否認法理【lifting of corporate veil】(インド)

法人はその構成員から分離された存在であることから、インドの裁判所は以下の場合には法人格を否認している。

- イ 法令自体に法人格否認が規定されている場合
- ロ 不正・不適切な行為の防止が求められている場合
- ハ 租税法において租税を逃れたり、生活保護法において不正受給をしたりすることを目的としている場合
- ニ 法人が公序良俗に反するものである場合
- ホ 取引が仮装されている場合

(2) 私法上のアプローチ (韓国)

租税回避に対処するため、納税者の採用する法形式否認が必要な場合があるが、日本や韓国では、このあいまいな経済的実質という用語に基づいて法形式を否認することを伝統的に嫌がる傾向がある。そこで、取引形態が私法上の真実の取引と相違しており、当該取引形態が私法上も無効である場合には、税法上も否認することが適切であるというアプローチが存在する。

- イ 当該アプローチの長所は以下のとおりである。
 - (イ) 個々の私法制定後長期間経過しており、かつ、法の適用・解釈が確立している私法分野における議論・判例から答えを得ることができること
 - (ロ) 上記(イ)を前提とすると、予測可能性が高いとも思われること
- ロ 当該アプローチの短所は以下のとおりである。
 - (イ) 税務訴訟において近年、裁判所は長期間をかけて確立してきた法理論から離れ、税務固有のアプローチに基づき、より容易に法形式を否認する傾向となってきたこと

(ロ) 私法上のアプローチであろうと、税務固有のアプローチであろうと、大差はないと思われること

ハ ラサール事案に関する私法上のアプローチ適用につき、法人格否認法理を中心として以下のような考察が示された²⁰。

株主に責任を追及するためには法人格を否認する必要があるが、その場合には、会社法の下で認められている法人格否認法理の可否を検討しなければならない。ラサール事案では、ベルギー法人やルクセンブルク法人のように外国法に基づき設立された法人について、法人格を否認できるかどうかは明らかでない。しかし、韓国の裁判所は私法上のアプローチによって、法人格を否認することができたであろう。

私法上のアプローチは、強く私法原理に固執する場合には理論構築として不十分である一方、私法原理から離れ税法固有のルールを採用したとしても、結果として大きな相違点は生じないと考えている。裁判所は法人格を否認することはできたと考えるが、この事案につき私法上のアプローチに基づき法人格を否認した判決は出ておらず、はっきりとした結論には至っていない。

3 裁判所による一般的租税回避否認ルール

租税回避を否認する税法固有のアプローチとして裁判所が採用したルールについて、ロシア、インド及び韓国に関する説明がなされた。

(1) ロシア

イ 1990年代初期から租税回避に対し私法上のアプローチが活用されるようになってきた。1998年に憲法裁判所 (Constitutional Court) が、課税問題は私法上の問題と異なる側面もあることから、私法上のアプローチから離れ税法固有のアプローチの先駆けとして、「善意の納税者概

念 (a bona fide taxpayer concept)」を採用した。2006 年までには、納税者、税務当局、実務家、租税法学者等との議論を踏まえ作成したルールもあり、広く税務の現場でも使われる概念となった。

ロ 2006 年以降は、上級裁定裁判所 (High Arbitrage Court) で「不当な税法上の利益概念 (the unjustified tax benefit concept)」も採用されている。「税法上の利益」とは、「課税標準額による租税債務の減少、税法上の控除等から生じる還付金の受領、減税、より低税率の適用」であり、「税法上の利益」は裁判所において以下の場合不当とみなされている。

- ① 納税者が経済的実態に反する業務記録を行っている、又は、その業務が正当な事由 (事業目的) に基づいていないこと
- ② 契約の相手方の実態がないこと
- ③ 納税者の主な事業目的が、税法上の利益を得るだけであること

ハ 上記の不当な場合は個々の事案の解釈から抽出したものであり、体系的な説得力のある論理が必ずしも十分ではない。そのため、納税者と税務当局との間で多くの解釈の不一致が生じており、産業界からの懐疑的な意見もある。

ニ この説明に対して、解釈の不一致を緩和することは難しいとのコメント、不当な税法上の利益概念のような抽象的概念は法適用の柔軟性を保つために必要であるとのコメントがあった。

(2) インド

イ インド最高裁判所で判示された一般的租税回避否認ルールとしての税法固有のアプローチは以下のように整理できる。

様々な手法を活用し国内法令の範囲内で作成されたタックスプランニングは一般的に合法である。しかし、そうであったとしても、主として租税回避のために作られた

ものは否認されるべきである。また、国内法令の適合性とは別に租税条約は尊重されるべきである。

タックスプランニングに基づき組み立てられた種々の取引は、取引の全体像を踏まえて法的性質を検討すべきであり、個々の取引細部にこだわった分析的アプローチを採用すべきでない(‘Look At’ rather than ‘Look through’)。取引の全体像を踏まえて法的性質を検討する場合に注目すべき点は以下のとおりである。

- ① タックスプランニングに関連する事業の存続期間
- ② タックスプランニングで構築された仕組みの存続期間
- ③ 当該仕組みが存続する期間中における課税収益の発生状況
- ④ 当該仕組みの手仕舞い時期
- ⑤ 当該仕組みの手仕舞い時の当該事業の継続性

ロ 個々のインド最高裁判決で判示された税法固有のアプローチの重要な点は以下のとおりである⁹⁾。

(イ) Mcdowells vs CTO

タックスプランニングは国内法で認められる範囲内であれば合法であろうが、租税回避目的であることが疑われる手法の利用は許されない。

(ロ) Union of India vs Azaadi Bachao Andolan

納税者が租税条約の特典を利用しようとする事自体は違法ではないが、本来の目的から推認しがたい中間会社を利用することは許されない。

(ハ) Vodafone International Holding BV vs Union of India (取引図は下記 E 参照)

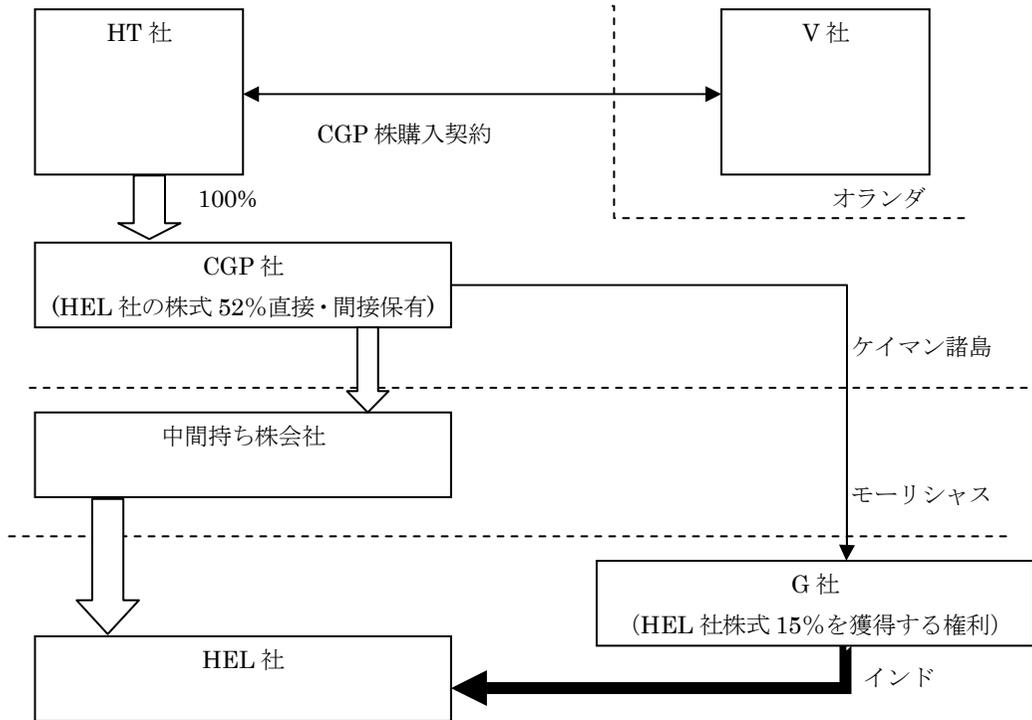
A 争点は CGP 社株式売却益に対しインドで課税できるかである。

B 通常法人格は尊重され、個人とは別の存在と認識されるべきであり、特別

目的会社や持株会社もインドで法人格を有するものとして扱われる。

- C インド税務当局は原則国外取引について課税できないところ、上記 B の考え方も踏まえれば、通常外国で設立された会社の株式売却益については課税できないものである。なぜなら、この場合、株式の所在地は、会社が設立された場所であり、かつ譲渡された場所である外国であり、資産がある場所であるインドではないからである。
- D しかし、持株会社等が租税回避のため
- E 取引図は以下のとおりである。

め的手段として利用された場合、本来存在すべき取引を考慮すべきである。本来存在すべき取引を考慮する場合、インド税務当局は、持株会社等が組み込まれた仕組みの設立・利用について、租税回避・濫用であることを立証しなければならない。言い換えれば、インド税務当局は、取引が仮装である場合と租税回避のためだけに行われた場合にのみ、「経済的実質課税原則」や「法人格否認法理」を行使し得る。



(3) 韓国

イ 2012年1月最高裁判決(Rodamco事案)は税法固有のアプローチを採用し、オランダ子会社2社それぞれが、韓国の不動産保有会社の50%の株式を所有していたとこ

ろ、租税目的上、当該子会社による当該不動産保有会社所有を否認し、当該子会社を所有する親法人が当該不動産保有会社を100%所有するものとして課税することを認めたものである。最高裁判決で採用され

たテストは二つあり、経済的実質課税原則と租税回避目的テスト(tax avoidance purpose test)である。

- ロ 最高裁は上述したラサール事案においても Rodamco 事案における最高裁判決に沿った判決を行っている。ベルギー法人とルクセンブルグ法人は問題となっている取引に関する経済的実態を全く反映しておらず、租税回避目的のために設立されたものであるから、租税条約の解釈の中においても、国内法における経済的実質課税原則を適用できると判示した。こうした租税条約上も国内法における経済的実質課税原則を採用し得ると明確に示したことが重要である。

4 制定法による一般的租税回避否認ルール

一般的租税回避否認規定について、インド、韓国、マレーシア及び台湾に関する説明がなされた。

(1) インド

イ 税法固有のアプローチである一般的租税回避否認法は 2017 年 4 月から施行される予定であり、適用範囲は以下のとおりである⁽⁴⁾。

- ① 許容範囲を超える租税回避取極め
- ② 租税回避を主目的とする取極め
- ③ 商業的実態の欠如・適用される租税法の濫用（法人等が実質的な商業上の利益がない場所に所在する場合には商業的実態の欠如とみなす規定も存在）

ロ 検討すべき最低限の要素は、タックスプランニングでターゲットとした事業及び当該事業に関連する取極めの存続期間、納税額、出口戦略である。

ハ 一般的租税回避否認法の効果は以下のとおりである。

- ① 取引の否認、再構築
- ② 事業を実施している場所、資産の所在地や取引場所の変更

(2) 韓国

イ 2000 年代の経済実質課税原則についての議論が一般的租税回避否認規定制定につながった。当該一般的租税回避否認規定は、課税庁が経済的実態に基づいて法形式を否認するものであり、法形式が「不当な利益を得る方法」として用いられているかどうかという点、特に「不当な利益」はロシアの概念と類似しているが、その意義が重要である。

ロ 税法固有のアプローチである一般的租税回避否認規定は以下のように規定されている⁽⁵⁾。

「第三者を通じた、又は、複数の取引等を用いた間接的な方法が、この法律その他の関連法に従い不当な利益を得る方法として認識された場合には、本来の当事者が、当該取引等の経済的実態にしたがって、直接的な方法で取引を行った、又は、一体として取引等を実行した、とみなしてこの法律その他の関連法を適用する。」

ハ 最高裁は Rodamco 事案につき判決を下した時、当該一般的租税回避否認規定が判決後に発生する事案に適用でき得るという判断があったものと考えている。したがって、「不当な利益」の意義については、Rodamco 事案の最高裁判決で示された二つのテスト（経済的実質課税原則と租税回避目的テスト）と同様のやり方で解釈されるであろう。また、ラサール事案にも当該一般的租税回避否認規定は対応できるものと考えている。

ニ 「中間」法人等に所得が発生する事例について、当該一般的租税回避否認規定が対応できるかは、その多くが個々の事案の事実関係を客観的に把握できているか、又は、税務職員の主観的見解に基づくものかに左右されるものであるが、最終的には裁判官

の判断によるであろう。

(3) マレーシア

イ マレーシアは判例法が重視されているが、従前イギリスの植民地であったことから英国連邦の判決が重要である。例えば、*DGIR v. Rakyat Berjaya Sdn. Bhd.*(1984) では、「会社が税負担を最小化するために行動することは問題ない」との判決が下されているが、これは、イギリスにおける *Duke of Westminster's* (1936) 判決に沿ったものである。なお、*Duke of Westminster's* 判決の結果、イギリスでは多くの租税回避スキームを誘因することとなったが、*Ramsay & Rawling* (1981)判決により、一連の取引を構成する個々の取引が有効であっても、あらかじめ設定された結果、次段階で手仕舞いされることが意図されている損失は、租税法における損失ではないという考え方が広まり、揺り戻しが起こった⁽⁶⁾。

ロ マレーシアで 1967 年に制定された一般的租税回避否認規定は以下のとおりであるが(所得税法 140 条 (1))、文言上かなり広いものとなっている。

歳入庁 (DGIR) は、取引の有効性を侵害することなく、以下のように、直接的又は間接的に租税へ影響を与える取引であると信じ得る理由がある場合には、必要に応じ、当該取引を否認、変更し、調整を行うことができる。

- ・ 租税債務の帰属を変更する場合
- ・ 租税債務を軽減する場合
- ・ 租税債務を隠したり、回避したりする場合
- ・ その他租税法の適用を妨げる場合

ハ 当該規定が幅広いものとなっていることに関し、*Sabah Berjaya Sdn. Bhd. v. DGIR* (2000) 判決で、所得税法 140 条 (1) は大

きな裁量の余地を有する文言であるが、司法判断に従うべきである旨の判示がなされている⁽⁷⁾⁽⁸⁾。

ニ 更に、近年の *Ibraco-Peremba Sdn Bhd*(2015)判決では、当該規定の適用に当たって、*Ramsay & Rawling* 判決に引用し、複数の特定取引から構成される租税回避スキームを検討する際、真実の取引は大局的にみていくべきであるとの見解を示した。そして、アーサーアンダーセンの助言書簡から、一連の取引が 9 年以上に及んでなされているものの、手仕舞い後の最終的な結論は当初から決められていたことを示すものであると判断した。

ホ 2016 年 3 月、イギリス最高裁判所において、*UBS and DB Group* 判決がなされ、税務当局が勝訴した。当該判決においても、租税目的ではない経済実質によって判断するアプローチが示された。当該判決はより適切なものと考えている。今後のマレーシアにおける判決に影響を与えるであろう。当該判決は *Furniss v. Dawson*(1983)判決を受け継ぐものであるが、その概要は以下のとおりである。

(イ) 第一に「税金は一般的に、『現実の世界』に存在する…経済活動・取引を参照として課税される。」第二に、租税回避スキームは通常、「事業・商業目的を有しないものの、課税対象から当該取引をはずす効果が生じることを意図して組み入れられた要素」を含むものである。

(ロ) 「租税回避目的に合致するよう成果物 (a purposive construction) が生じた場合には、*Furniss v. Dawson* 判決で *Brightman* 卿が判示した方法で、結論を導くよう進めることができる。」

『…まさしく最終的な成果物にどのように課税されるかは適用される法令の課税要件に依拠することとなるだろう。』

(4) 台湾

- イ 租税法適用に当たって、裁判所は実際の取引を否認することができるが、それは私法上のアプローチによるものではない。
- ロ 2009年4月28日、一般的租税回避否認規定が制定されたが、これは、長い間慣習法として認められていた税法固有のアプローチである経済的実質課税原則が成文化されたものである。
- ハ 租税関連法の解釈に当たって、一般的租税回避否認規定の文言、趣旨目的及びその源である経済的実質を考慮する必要があるが、立証責任は当局側にある。
- ニ 裁判所は一般的租税回避否認適用に当たって、不正の意図は考慮されるが、主観的な租税回避意図や租税回避目的以外の事業目的自体はその考慮要素とはならない。
- ホ 一般的租税回避否認規定は法令解釈問題と考えることができるので、納税者も、当該規定に基づき実際の取引を否認することはできる。ただし、納税者はこのような提案をする場合には、台湾の税務当局と相談する必要がある。
- ヘ 台湾の税務当局は租税法の文言に従う義務がある一方、当該租税法が公平に適用されているか否か、当該租税法が意図しない重大な結果をもたらさずに適用されている否かを確認する義務もある。

5 一般的租税回避否認規定と条約との関係

国内法である一般的租税回避否認規定と条約との関係について、カナダ及び台湾に関する説明がなされた。

(1) カナダ(Prof. S. van Weeghel, 2010)

- イ カナダの一般的租税回避否認規定は、取引が条約を濫用している場合にも適用され、必要であれば、条約に優先するものである。
- ロ Antle 事案において、納税者は、配偶者の利益のため、バルバドスで組成した信託

に対して、ある会社の株式に移転することによって、カナダにおける株式譲渡益課税を逃れようとした。すなわち、納税者が当該信託へ当該会社株式を移転した後、当該会社が保有する資産を売却したのであるから、その譲渡益はバルバドス・カナダ租税条約に従い課税されないと納税者は主張した。

- ハ 当該主張に対して、裁判所は以下のように判示した。

当該信託は合法的に組成されたものでないので、当該株式は移転していない。仮に当該信託が合法的に組成されたものであっても、当該取引は、一般的租税回避否認規定に従うと、納税者が意図した租税効果を得ることはできない。また、当該規定趣旨目的は、当該資産が夫婦間を離れた時に生ずる利益に対し課税するものであり、バルバドス・カナダ租税条約の趣旨目的に抵触するものでもない。

(2) 台湾

一般的租税回避否認規定は条約が関連する事案にも適用される。また、当該規定は長い間慣習法として認められていた経済的実質課税原則が成文化されたものなので、当該規定が制定される前に租税条約が効力を有している場合であっても適用することができる。

6 最近の EU での取り組み

(1) EU 法レベル・各国国内法レベルでの一般的租税回避ルール

- イ EU 法における一般的租税回避否認ルール適用に当たっては、加盟国間の居住者の基本的自由を侵害することを正当化するため、ECJ の法解釈として、租税回避（濫用実例）に対応したものとなっている。指標となり得る裁判例は、Halifax (VAT) と Cadbury Schweppes (直接税) である。

ロ 各国国内税法においては、裁判所の法解釈による一般的租税回避否認ルールの適用、制定法による一般的租税回避否認ルールの適用、どちらも採用し得る。しかし、一般租税回避否認ルールはそれ自体、税務当局にとっての強力なツールであり、その適用に当たっては、個々の事案分析に基づく比例原則（納税者の権利を制約することと一般的租税回避否認ルールの目的を達成する利益の均衡を要求する原則）に従う必要がある。

ハ EU 内で均質化している税（例：VAT）は濫用事例につき各国は対応義務がある。一方、従来直接税は EU 市場に影響を及ぼす場合にのみ、濫用事例に対応できるという各国の権利であったが、現在の動向をみる限り、各国の義務に向かっているようである。

(2) EU における直接税に関する指令で見受けられる一般的租税回避否認規定例

(Article 1(2) Parent-Subsidiary Directive)

イ 加盟国は、当該指令の目的に反して税法上の特典を得ることを主目的としており、かつ全ての事実関係・状況に基づき真実ではない単一の取極め又は一連の取極めに対して、当該指令における税法上の特典を与えてはならない。(パラ 2)

ロ 当該目的に関し、当該取極めの中で経済実態を反映した商業上の理由がない部分については、真実のものとはみなされない。(パラ 3)

ハ 当該指令は租税回避、脱税、濫用を防ぐために必要な国内法・条約の適用を妨げない。(パラ 4)

(3) EU における BEPS プロジェクトの実施

イ EU 加盟国は BEPS 最終報告内容を完全に実施するよう努めることとしている。BEPS プロジェクトに関して EU 法を通じ

て共同実施する場合、EU 市場内の均衡を強化する一方、各国から EU へ権力がシフトすることとなる。

ロ BEPS プロジェクトの実施には国際的な協力を必要とする。なぜなら、租税回避と濫用的タックスプランニング (Aggressive Tax Planning) に効果的に対応する必要があるからである。租税回避と濫用的タックスプランニングは、税制上の特典を得ることを目的として、形式と実態の間に摩擦があるという点で共通している。しかし、EU 勧告 8806 は濫用的タックスプランニングを定義しているが、それを見る限り、両者は実際には異なるものである。その相違点は以下のとおり整理できる。

(イ) 租税回避

通常濫用的活動が見受けられることが特徴であるが、以下の三つの要素を含んでいる。

- ① 税務上の利益を得るための形式と実態の間の摩擦がみられるが、租税回避自体に一貫性のないこととの関連から生ずるもの
- ② 経済的理由が欠如した完全なる人為的取引
- ③ 主観的要素をしっかりと反映した租税回避目的が存在すること

(ロ) 濫用的タックスプランニング

一国の租税制度を見る限りでは濫用的活動は見受けられないことが特徴であるが、以下の三つの要素を含んでいる。

- ① 税法上の特典を得るための複数国の税制相違を不当利用しており、複数国の税制全体として見た場合に生ずる一貫性のなさに関連があること。
- ② 租税負担と価値創造のずれがあること
- ③ 二重非課税から生ずる意図しない特典が生ずる可能性

(4) 2016年1月に発表された BEPS プロジェクトに関する EU の取組

2016年1月28日に発表された BEPS 防止策は、ソフト・ロー方式と制定法方式（草案段階）に区分されるが、以下のとおりである。

イ ソフト・ロー方式として、BEPS 防止のための関連税制とその方針（COM23）、EU 域外国に対する租税戦略（COM24）、租税条約における一般的租税回避ルールとしての主目的テストと PE の定義（勧告 271）が発表された。

ロ 制定法方式（草案段階）として、国別報告書提出義務に伴う自動的情報交換対象の拡大（COM25）、利子制限規定、スイッチ・オーバールール、外国子会社所得合算ルール（CFC ルール）等の EU における BEPS 防止指令（COM26）が発表された。

(5) EU の BEPS プロジェクト実施における重要な点

EU における BEPS プロジェクト実施においては、EU 市場内における公平な競争市場を追及する以上のものが求められている。

スイッチ・オーバールール（EU 加盟国内の法人が外国法人から配当、外国法人株式譲渡、PE から生ずる利益等の所得を受領する場合、配当等を支払う法人の居住地国等の法人税率が 40%未満のときには、資本参加免税が適用されないというルール）は、ほぼ自動的に EU 域外国をカバーする。これは、EU 諸国から見た国外源泉所得に対しての課税権を広げることになるだろうが、恐らく、課税と価値創造の一致という BEPS プロジェクトの目標と合致しないのではないかと考えられる。更に、2016年3月1日付 EU 議会報告を見ると、EU 域内国にもこの規定の適用を拡大することが記載されている。スイッチ・オーバールール適用に当たってアクティブな事業所得に関する適用除外は十分機能するのだろうか。

EU では CFC ルールについて欧州司法裁判所判決で示された基準をその中に組み入れようとしている。しかし、CFC ルールに関して BEPS 最終報告書で示された考え方（partly wholly artificial arrangement concept）とはかい離していると考えられる。

(6) EU における BEPS 防止指令（Anti-BEPS Directive）における一般的租税回避防止規定草案

イ 法人税を計算するに当たって、当該適用条文の本来の目的に反し、税務上の利益を得ることを主たる目的として実行される単一の取極め又は一連の取極めは否認されるべきである。当該取極めは複数の過程等から構成されるものを含む。（パラ 1）

ロ 当該目的に関し、当該取極めの中で経済実態を反映した商業上の理由がない部分については、真実のものとはみなされない。（パラ 2）

ハ パラ 1 に基づき当該取極めが否認とされた場合には、国内法にしたがって、経済実態に基づき法人税を計算する。（パラ 3）

(7) 特典制限条項・主要目的テストと EU 加盟国の租税条約との関係

EU 委員会は 2015 年 11 月 19 日、オランダ - 日本間条約の特典制限条項について意見を提出した。それは、一部の納税者が条約の特典を受けられないことを指摘するものであるが、一般的租税回避ルールは多岐にわたり、主要目的テスト基準との間に相違点が生じ得ることを受けたものである。勧告 271 は以下のように記述している。

「条約における他の条項にかかわらず、全ての事実関係や状況に照らして、所得や資本に関する当該条約上の利益を得ることが取極め又は取引の主目的の一つであり、当該取極め又は取引の結果により当該利益が生じていると合理的に認められる場合で、かつ、当該

利益が実際の経済活動を反映していないとき、又は、当該利益を得ることが当該条約の目的に合致していないときには、当該利益は与えられるべきでない。」

(8) 今後のEUの動向

2016年5月現在、既にBEPS防止策等を発表している。EU加盟国間で生じる租税回避への対応は非常に込み入ったものとなろう。その理由は以下のとおりである。

- ① 各種EU指令又はその他ソフト・ローで示されている指針において、複数の一般的租税回避防止ルールが存在していること
- ② EU加盟国の国内法レベルでも、一様でない一般的租税回避防止ルール、ターゲットを絞った包括的租税回避防止ルール、個別的租税回避防止ルールが存在していること

また、租税回避と濫用的タックスプランニングに対する共通の対応策がないことから、法の不確実性と税制の隙間が生ずる高いリスクもある。

したがって、EUでのBEPSプロジェクトの実施は、EU域外国が関係する租税回避事案に対して、個々の租税回避対策を用いてなされるであろう。

議題3 無形資産に係る移転価格税制 (Transfer Pricing for Intangibles)

【議長及び討議者等】

Chairman: Bertil Wiman, Swedish IFA (Sweden)

Panel Members: **Sushil Lakhani**, Sushil Lakhani & Associates (India), **Luis Coronado**, Ernst & Young Solutions LLP, (Singapore), **Henry An**, Samil Pricewaterhouse Coopers (Korea Republic of)

【議題3のポイント】

BEPS行動8-10は、「価値創造と移転価格税制の一致」を確保する指針であるが、その枠組みを説明するとともに、取引を正確に把握することの意義等発表者が留意すべきと考える点も説明されている。

更にBEPS行動8-10の概要、特に、無形資産（定義、移転、DEMPE機能に基づく分析と資金提供、移転価格算定方法、評価困難な無形資産、費用分担契約、無形資産を取り扱う企業における留意点等）を中心として、リスクと資本、利益分割法等に関することで発表者が重要と考える点につき詳細な説明がなされるとともに、実務者向けに行動8-10実施に当たって認識すべき点にも触れている。

各国の無形資産に関する取扱いについては、韓国の取扱いにも若干触れつつ、インドの取扱いを中心に説明がなされている。

なお、発表の中では、無形資産に関する移転価格算定方法に関連して利益分割法が好ましいとされているところ、寄与度利益分割法を有効に活用するツールとして、プロセス寄与度分析（Process Contribution Analysis）について、熱心に説明がなされていた。プロセス寄与度分析については、2014年12月公表のディスカッションドラフトに記載があるものの、2015年10月公表のBEPS最終報告書に記載されていないため、参考としての整理にとどめた。

1 イン트로ダクション

イントロダクションでは、以下のように、BEPS 最終報告書行動 8-10 (以下、「行動 8-10」という。)の枠組み等を説明した後、発表者が留意すべきと考える点の説明がなされた。

行動 8-10 は、独立企業原則の下、実際の経済活動・リスク配分と価値創造の一致を確保するための指針で、契約と契約当事者の行動に基づき取引を詳細に把握する必要性に言及している。そして、価値創造と移転価格税制の一致に関して問題となり得る場合の指針、すなわち、法律上、無形資産の所有権は有するが、その利用等に関する機能を有せず資金調達のみを行っている場合の指針や取引時点で評価が難しい無形資産 (hard to value intangibles) が譲渡された場合の指針も提供している。報道資料によると、マクドナルド、グーグル、アマゾン、スターバックス、アップルのような多国籍企業グループは、収入金額、税引き前利益、納税額を比較した場合にバランスが取れておらず、行動 8-10 で示された指針が有効に活用されるであろう。特に留意する点は以下のとおりである。

(1) 行動 8-10 の実施時期等

行動 8-10 で示された指針の中で、OECD モデル租税条約や国連モデル租税条約で規定されている第 9 条の解釈として共有されるものは、当該第 9 条はほとんどの国の租税条約に含まれていることから、現行租税条約の下、直ぐに適用されるものである。

行動 8-10 は BEPS プロジェクト参加国の合意であり、その中で示された指針の中で、OECD 移転価格ガイドライン改訂という形を採用するものは、OECD 理事会の承認後、当該ガイドラインの一部となる。その手続は進行中であり、間もなく承認されるであろう。OECD 移転価格ガイドライン改訂版の冊子は、2016 年から 17 年にかけての更なる成果を組み入れることとなるので、2017 年に公表されるであろう。

(2) 行動 8-10 の変更点とよくある質問

行動 8-10 の変更点とよくある質問は表 1 のとおりである。

表 1 : 行動 8-10 (無形資産・リスクと資本・ハイリスク取引)

変更点	よくある質問 (FAQ)
<p>▶ 新バージョン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OECD 移転価格ガイドライン第 6 章における無形資産の取扱い (資金提供に関するリターンと評価困難な無形資産についての指針を含む) ・ 同ガイドライン第 8 章における費用分担契約 <p>▶ 新ガイダンス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コモディティ取引 (同ガイドライン第 2 章に追加) ・ 低付加価値グループ内役員提供 (同ガイドライン第 7 章改訂) <p>▶ 修正ガイダンス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引の認識 ・ リスクのコントロール ・ 移転価格税制上取引が認識されなかった場合の取扱い <p>▶ 比較可能性に関する要素 (ロケーションセービング、労働力及び多国籍企業グループのシナジーを含む) について確認された事項 (同ガイドライン第 1 章追加)</p>	<p>▶ 企業が活動する際、各国で OECD 移転価格ガイドラインはどのような意味を持つか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に意味を持たない場合 ・ ソフトローとして認識される場合 ・ 国内法が当該ガイドラインを引用している場合 <p>▶ 各国でいつ、どのように当該ガイドライン改訂は効果を有するのか。</p> <p>▶ どのような仕組みが最も移転価格リスクが高く、それに対しどのように対応すればよいか。</p> <p>▶ グループ内の無形資産所有者その他の事業者は、無形資産の開発、保全、利用の監督機能 (DEMPE 機能 (development, enhancement, maintenance, protection, and exploitation)) 等により商業的リスクをマネジメントするのか。</p>

(3) 取引を正確に把握することの意義

価値創造と移転価格税制を一致させるためには、取引を正確に把握することが必要であるが、以下の点が重要である。

- イ 契約、法的所有権という形式を判断の出発点とするが、実際の行為といった実質が形式に優先すること
- ロ 取引の否認・再構築は例外的な取扱いで、取引の否認・再構築には商業的合理性と行為実態を証明する必要があること
- ハ 法的所有権・財務リスクのみでは利益の受け手とはならないこと

(4) 価値創造と移転価格税制の一致に関する問題

BEPS 最終報告書で示された指針をどのように導入していくか、特に、行動 8-10 に関しては不明確な点が多い。行動 8-10 は、実質、透明性及び「価値創造」と移転価格税制の一致を強調しているが、二重課税防止についてさほど方針が示されていない。したがって、税務当局同士の調整がなければ、納税者にとっては、行動 8-10 で示された指針実施について、不確実性が増すであろう。

2 行動 8-10 の概要

(1) 無形資産

行動 8-10 において、無形資産の取扱いが

記述された部分の構成パートについて触れた後、無形資産の定義等発表者が重要と考える項目について説明がなされた。

イ 行動 8-10 は、移転価格ガイドライン第 6 章（無形資産の取扱い）に関する新バージョンとなるものであり、以下のように四つのパートから構成されている。

- ① 移転価格上の無形資産の特定
- ② 無形資産を伴う関連者間取引の特定とその性格
- ③ 無形資産を伴う取引についての取引タイプの確認
- ④ 無形資産を伴う取引についての独立企業が行うであろう取引条件と設定価格の確認

ロ 重要な点は、無形資産の定義、無形資産の移転、DEMPE 機能に基づく分析と資金提供、無形資産取引に関する移転価格算定方法、評価困難な無形資産、費用分担契約、無形資産を取り扱う企業における留意点等である。

(イ) 無形資産の定義

無形資産の定義は、「所有(own)」の他、「支配(control)」を加えることで、通常言われている無形資産の定義より広いものとなっており、それを分類すると表 2 のとおりとなる⁹⁾。

表2 無形資産の特定

項目	例	補足
のれんと継続企業	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 関連資本(イノベーションコミュニティ、エコシステム、サプライチェーンパートナーシップ) ▶ 風評価値 ▶ 重要な人的資本 	行動8では、単に多国籍企業グループに属するだけで生じるグループシナジーと市場固有の特徴(例:ロケーションセービング)については明確に無形資産から除外。
収益に関連するその他無形資産	<ul style="list-style-type: none"> 登記等がなされない無形資産 ▶ ノウハウと企業秘密 ▶ マーケティング無形資産(マーケティング戦略ノウハウを含む) ▶ 販売ネットワークと顧客リスト ▶ 製品に関するデザイン等 ▶ 買手に提供される工程技術 ▶ 仕入業者リストと調達手法 	移転価格上の無形資産の定義は法務・会計上の定義より広い。例えば、顧客リスト、仕入業者リスト、占有している市場、顧客データ、顧客との関係等を含む。
分離して認識される無形資産	<ul style="list-style-type: none"> 登記等がなされる無形資産 ▶ 特許、デザイン、ライセンス ▶ 商標、商号、ドメイン名、ブランド ▶ その他法的又は契約上の権利 	業務上所有、支配又は利用する全ての無形資産等を確認でき、かつ、自ら証明しうるか。

(四) 無形資産の移転

A 無形資産移転に当たって検討すべき点は以下のとおりである。

(a) 実行された機能、発生リスク、使用された資産の観点から、無形資産の移転と実際の行為を比較し、DEMPE機能に焦点を当てた分析が必要である。

(b) 無形資産移転とともに移転するリスクに関しては、リスクコントロールを行っているかという点とリスク引受けできる財務能力を有しているかという点(リスクマネジメントに関する意思決定機能と実際のパフォーマンスとの合致)を検討しなければならない。したがって、無形資産の所有者になっても、当該リスクに関連する活動もリスクコントロールも行わない場合には、リスクフリー収益、リスクコントロールでき

ない財務リスクを負う場合には、コントロールできないリスク分の調整を行った収益、を得るにとどまる。

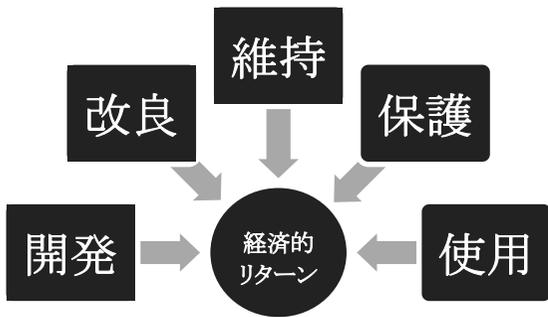
B 無形資産の移転取引に係る移転価格算定方法は独立価格比準法と取引単位利益分割法に焦点を当てるべきである。

(ハ) DEMPE機能に基づく分析と資金提供無形資産に関するDEMPE機能分析と無形資産に関連する資金提供は、以下のとおり整理できる。

A DEMPE機能分析

グループ内の各企業が無形資産に関してどのような機能を有しており各機能に応じた対価を得ているかどうか、各企業が無形資産に関してどのように利用しており利用度に応じた費用負担を行っているかを確認するため、図1のような分析を行うべきである。

図1 DEMPE 機能



B 資金提供

ある企業が他企業の無形資産の開発等に関して資金提供を行う場合、当該企業が当該資金提供に関するリスクをコントロールしていないときには、当該企業はリスクフリーの収益率を超えることはない。

(二) 移転価格算定方法(valuation methods)

無形資産取引等に関する移転価格算定方法指針は以下のように整理できる。

A 使うべき算定方法に関する指針

- ① 取引の両当事者の視点から見て現実的に利用可能な方法を検討すること
- ② 独立価格基準法と取引単位利益分割法が最も有用な手法と考えられること
- ③ DCF 等の評価手法は利用可能であるが、注意が必要であること

B 使わない方がよい算定方法等の指針

- ① データベース化された比較対象取引等は一般的に不適当であること
- ② 再販売価格基準法や取引単位営業利益法を含む片側検証の算定方法は一般的に信頼できる方法ではないこと
- ③ 開発中の費用をベースとした算定方法は勧められないこと
- ④ 経験則 (rule of thumb) は使用できないこと
- ⑤ 独立価格基準法を用いるに当たって、無形資産を伴う多くの事例では比較対象取引等の把握が困難又は不可能と認

識すべきであること

(ホ) 評価困難な無形資産 (HTVI)

HTVI に関する重要な点は以下のように整理できる。

A HTVI とは、信頼できる比較対象取引が存在せず、かつ、取引開始時点で無形資産から生ずる将来キャッシュフロー又は予測収益が非常に不明確である無形資産である。

B HTVI は、以下の特徴を有することがある。

- ① 譲渡時点で開発途上であること
- ② 取引後数年間は商業的な利用が期待されないこと
- ③ 厳密には HTVI には該当しないが、HTVI の定義に該当する他の無形資産の開発に不可欠であること
- ④ 利用法が新しいものであり予測が極めて不確実性を有すること
- ⑤ 一括払で譲渡されていること
- ⑥ 費用分担取極その他類似契約に関連していること

C HTVIに該当する場合、税務当局は、事前価格取極めが適正であるか否かについて、事後的な結果を利用して推認することができる。その結果、納税者と税務当局の情報の非対称性に対処することができることとなる。

(ハ) 費用分担契約

費用分担契約に参加するには、リスクコントロールを実施し、かつ、リスク引受できる財務能力を持つことが必要である。外注することはできるが、コントロールは実施しなければならない。資金提供のみ実施する参加者は、限定されたリターンのみを得るにとどまる。

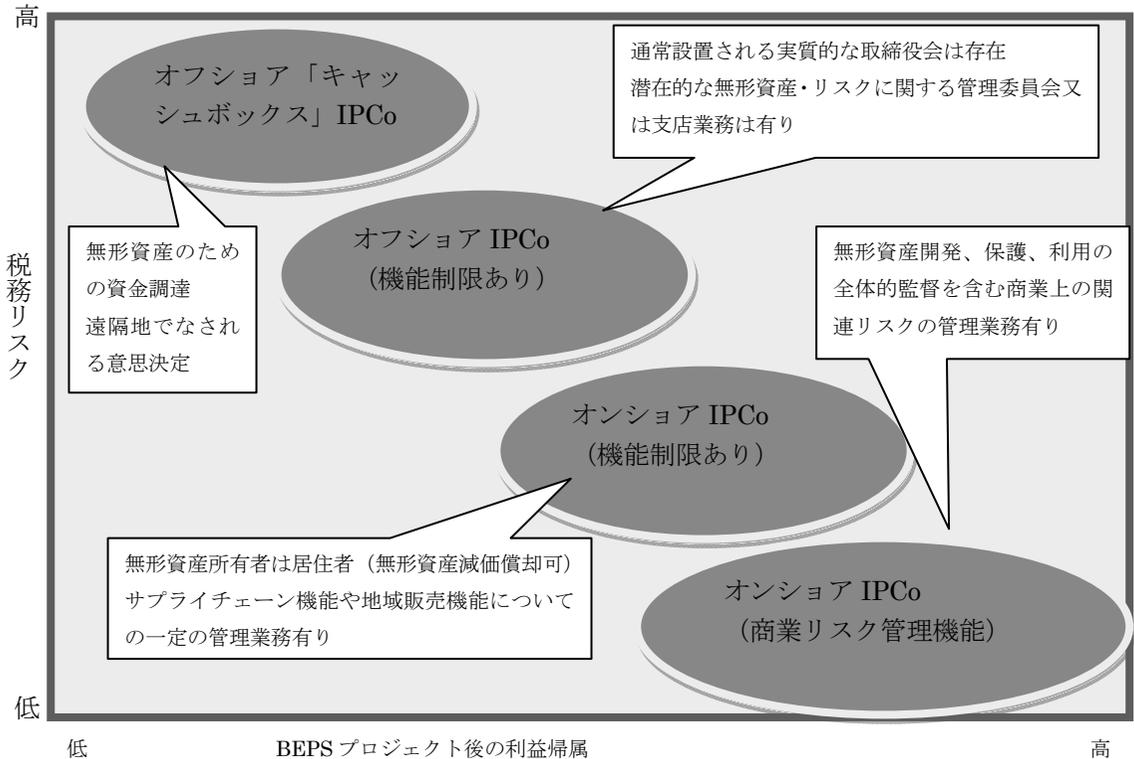
(ト) 無形資産を取り扱う企業における留意点等

無形資産を取り扱う企業は、戦略、機能、リスクの意思決定及びコントロール

を行う場所に焦点を当てて、業務モデルを十分検討すべきである。そして、当該企業は BEPS 最終報告書で示された指針と自らの業務を照らし合わせ、そのギャップを認識すべきである。特に、コミッショネア、無形資産保有法人、リスク管理法人とリスク限定法人のような特

異な構造を持つ法人は注意を要する。状況変化に対応するため、事業企画部署、法務部署、財務部署等が一体となり、機能を越えた議論をすべきである。なお、無形資産を取り扱う企業に対する BEPS 最終報告書の影響は図 2 のとおりである。

図 2 無形資産を取り扱う企業に対する BEPS 最終報告書の影響



※ オフショア IPCo とはタックスヘイブンに所在する又は居住者でない事業体である。

(2) リスクと資本

商業又は金融上の関連性を確認するに当たっての新たな指針等、行動 9 で示されたリスクに関して、発表者が重要である点について説明がなされた後、複数の想定事例について機能分析を実施した場合の無形資産に係る税務上の収益がどのようになるのかの説明がなされた。

イ 商業又は金融上の関連性を確認するに当たっての新たな指針は以下のとおりである。

商業又は金融上の関連性を確認するに当たっての新たな指針は、契約条件を十分検討すべきことが原則であるが、契約条件からは取引内容がはっきりとしない場合には、当事者の行動から契約条件を推察すべきであるということである。したがって、関連者の行動や能力に焦点を合わせた機能分析が必要となってくる。なお、現行の OECD 移転価格ガイドラインから、資産・サービスの特徴、当事者や市場の経済的状況及び

事業戦略を分析することは変更がない。

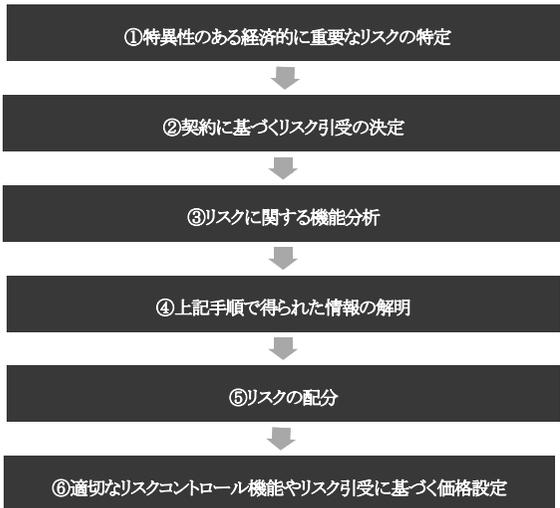
ロ 取引の否認・再構築に関する新たな指針は以下のとおりである。

独立した第三者間では実行されないような取引については、取引の否認・再構築を検討することはできるが、単に独立した第三者間では実行されないような取引がある事実だけでは取引の否認・再構築をしてはいけない。

ハ 機能分析の一環として、商業又は金融関連リスク特定のため実施する6段階の手順に関する新たな指針は以下のとおりである。

商業又は金融関連リスク特定のために実施する6段階の手順は図3のとおりである。結果として、機能分析におけるリスク分析の重要性が高まっている。

図3 リスク特定のため実施する6段階の手順



ニ 複数の想定事例について機能分析を実施した場合の無形資産に係る税務上の収益を整理すると、表3のとおりとなる。

表3 想定事例における無形資産に係る税務上の収益

想定事例	無形資産に係る収益
DEMPE 機能を持ち、経済的に重要なリスクをコントロールし、かつ、関与している場合	実際収益と予測収益の差損益に関する権利義務を有する
DEMPE 機能とリスクをコントロールしている場合	無形資産から生じる適切な収益に関する権利を有する
リスクコントロールするものの、DEMPE 機能を外注している場合	外注リスクを調整した収益に関する権利を有する
リスクコントロールとDEMPE 機能を外注している場合	外注した機能に帰属する収益を受け取る権利はない
DEMPE 機能のないものの、財務リスク引受や資金調達機能を有する場合	財務リスクを加味したリスク調整後の収益を有する
DEMPE 機能も引き受けた財務リスクもなく、資金調達機能のみを有する場合	リスクフリーの収益に関する権利のみを有する

(3) 利益分割法

現行の OECD 移転価格ガイドラインにおける利益分割法につき若干説明がなされた後、BEPS 最終報告書での利益分割法の位置付けについて説明がなされた⁽¹⁰⁾。

現在のグローバルなビジネス環境については、図4のとおりであり、ビジネス環境が国際化、複雑化、専門化する中で、租税回避防止や税負担の公平性に対して政府が対処するため、より適切に課税する明確な手法が求められているところである。このような背景もあり、行動8-10の中で利益分割法がより一般的になるだろう旨示唆している。

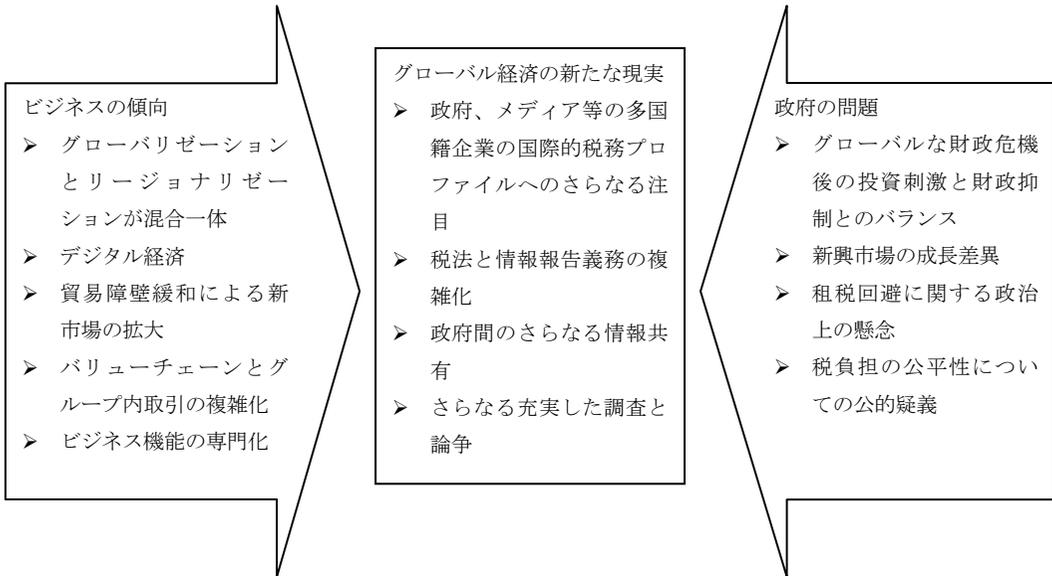
更に、行動10では「取引単位利益分割法に関する指針について今後実施すべきこと (scope of work)」が示されており、これらを踏まえたディスカッションドラフトの公表及びパブリックコンサルテーションを経て、2017年に最終版となる予定である。なお、今後実施すべきことは以下のとおりである。

- ① 取引単位利益分割法が用いられるべき状況を明確にし、信頼できる方法にする

- ためのアプローチを示すこと
- ② BEPS 最終報告書に示された他の行動にも従いながら OECD 移転価格ガイドラインの変更を考慮すること

- ③ 比較対象取引の利用が限られている状況に対応するためのアプローチを開拓する更なる作業を考慮すること

図4 ビジネス環境の変化



(4) その他

発表者がその他留意すべきと考える事項として、低付加価値グループ内役務提供とクロスボーダーのコモディティ取引の説明がなされた。

イ 低付加価値グループ内役務提供に関する OECD 移転価格ガイドライン改訂は、低付加価値グループ内役務提供の対価又は本社配賦経費をチャージすることの必要性と支払国における課税標準を保護することの必要性とのバランスをとるためのもので、主要内容は以下のとおりである。

- ① 株主活動と重複した役務提供に関する費用の意義
- ② 5%のマークアップが適切な利益レベルであること
- ③ 適切な費用配賦方法
- ④ 簡略化された利益テスト
- ⑤ 提供すべき文書

- ⑥ 研究開発、マーケティング、金融に関するサービスは低付加価値グループ内役務提供には含まれないこと

ロ クロスボーダーのコモディティ取引は比較対象取引又は透明な商品取引市場・価格設定企業（ブルムバーグ）の相場から参考価格が入手できる場合には、独立価格比準法が一般的には適切である。ただし、参考価格はデータの信頼性を高めるため調整が必要となる。なお、独立企業価格の決定には関連者間取引に適用される契約条件や状況の考察が必要である。

3 行動8-10実施に当たって認識すべき点

行動8-10の実施に当たって企業が認識しなければならないと発表者が考える点は以下のとおりである。

- ① 強化される税務当局の調査への準備が必要であること

- ② 多国籍企業にとって法令順守業務がより負担となること
- ③ 現状の移転価格方針、関連者間契約を注意深く検討し、機能分析を通じて、当該移転価格方針等と事実関係・活動実態と比較すべきであること
- ④ ものごとがどのように適切になされているかを明確に理解し、無形資産を特定し、更に収益・価値のドライバーを決めるために、バリューチェーン分析を実施すること
- ⑤ 活動実態が利益の発生場所と首尾一貫しており、かつ、合致しているかを確認すること
- ⑥ 税務上、業務として最適ではない仕組みへ修正しなければならない場合があること
- ⑦ 取引単位営業利益法のような片側検証方法の適用を再考し、利益分割法を適用しなければならない場合のリスクを査定すること
- ⑧ 関係者間で文書化された情報、利用可能データ、移転の際検討された情報を準備し、税務当局が企業と異なった想定をしないようにすること
- ⑨ いつでもどこでも確実性を求めるのは価値があること

4 各国の取扱い

(1) インド

国内法における無形資産の例示、セーフハ

ーバールール、キャッシュボックスの取扱い、パテントボックスの取扱い、マーケティング無形資産、ロケーションセービング等について、若干 BEPS 最終報告書の内容と比較しつつ、説明がなされた。

イ 国内法で規定されている無形資産(例示)は、契約上の無形資産、人的資源に帰属する無形資産、場所に帰属する無形資産、のれん関連無形資産、その他の無形資産に区分される。

(イ) 契約上の無形資産は、ライセンス契約、フランチャイズ契約、競合禁止契約から生ずる無形資産が挙げられる。

(ロ) 人的資源に帰属する無形資産は、訓練を受け、組織化された労働力、労働組合契約に由来する無形資産が挙げられる。

(ハ) 場所に帰属する無形資産は、借地権、空中権、水利権が挙げられる。

(ニ) のれん関連無形資産は、企業内で得られた経験、専門的判断、高名から生ずる無形資産、一般的な継続企業が有する価値が挙げられる。

(ホ) その他の無形資産は、手法、組織、手続き及び予測に由来する無形資産、キャンペーン、調査から得られる無形資産が挙げられる。

ロ 研究開発機能について、BEPS 最終報告書で示された指針とインド税務当局の取扱いは一致している箇所が散見される(表4参照)。

表 4 研究開発に関する取扱い (BEPS 最終報告書とインド税務当局の取扱い比較)

BEPS	インド (CBDT Circular No. 6/2013)
<ul style="list-style-type: none"> ● 機能、リスク、費用に着目 ● 契約が分析の入り口になるが、当事者の活動が最終的な決定要素 ● DEMPE 機能を調査する場合には事実関係分析を実施することが必要 ● 法律上の権利・投資状況と機能的貢献度の一致が必要 ● 重要な機能に関連する収益を得るためには、重要な機能について直接実施するか、又は、外注している場合には、外注サービス提供者へのコントロールを実施することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 多国籍企業の国外研究開発センターについても、国内センターと同一の機能、資産及び引受リスクに基づいて分類 ● 国内ガイドラインでは国外研究開発センターを重要でないリスクを引き受ける研究開発サービス提供者として認識 ● 契約条項より当事者の機能、行為に着目 ● 国外研究開発センターにより引き受けられるリスクの性質や量に着目 ● 法律上の権利・投資状況と機能的貢献度の一致が必要

ハ インド税務当局の取扱いとして、国外のソフトウェア開発費用や IT 関係サービスについて発生した費用につき、カテゴリー別に定められた 20%から 30%のマージンを上乗せした対価を受け取ることができるというセーフハーバールールが定められている。

ニ BEPS 最終報告書では経済的活動を行わない豊富な資本を有する事業体 (キャッシュボックス) は超過利益を得ることはないことが示されている。今後インドでも、キャッシュボックスを通じた投資については、コストプラスの収益をもたらさないこととなるであろう。すなわち、オフショアのインド子会社がリスクマネジメントを含むすべての DEMPE 機能を実施していた場合、当該子会社に相当程度の利益の配分を受けられることとなる。

ホ パテントボックスについては以下のような説明がなされた。

(イ) インドは、国内で開発され、かつ、登記された特許から生ずるロイヤルティについて、優遇税制を有している。その目的は、①現地の研究開発を推進させるため、②インドをグローバルな研究開発ハブにするため、③既存の特許を維持・商業化する又は革新的な特許を創造する企

業への更なるインセンティブを提供するためである。

(ロ) 具体的には、インド居住者で、かつ、国内で開発され、かつ、登記された特許権の所有者については、ロイヤルティ (グロスベース) に対して 10%の税率で課税されるにとどまる。また、当該ロイヤルティ及び当該ロイヤルティ獲得のために生じた費用はミニマムタックス (minimum alternative tax) の計算上控除もされる。

(ハ) 実質性の観点から、BEPS 最終報告書行動 5 (有害税制への対抗) に沿った改訂もなされている。

ヘ マーケティング無形資産について以下のような説明がなされた。

(イ) BEPS 最終報告書では、無形資産に係る収益の配分は価値創造活動が行われる場所を基準とし、マーケティングについては、①契約による権利義務、②実施された機能、使用された資産、引き受けられたリスク、③マーケティング・販売活動を通じて形成される無形資産の価値、④販売者により実施された機能への対価を査定することとなっている。

(ロ) インドでは様々な裁判例があるが、ここでも明確な基準は示されていない。定型的でない広告・マーケティング・販売

促進活動（AMP）が独立した取引として認識されるかどうかは重要となるが、マーケティング機能や販売機能は他の機能と一括して取り扱われた場合には独立した取引とは認められていない。しかし、インドの販売者は、価格設定その他の仕組みを通じて、その独立した取引であることを立証して、AMP の対価を受け取るべきである。

- (ハ) ライセンスを受けた製造販売業者の利益で、マーケティング無形資産の経済的所有に由来するものは、当該製造販売業者に留保されるべきで、技術・ブランドの費用やロイヤルティといった法外な価格を通じて外国へ移転されるべきではない。
 - (ニ) ブランドやマーケティング無形資産の経済的な所有権は、販売者の価格設定を決める鍵である。
- ト ロケーションセービングについて以下のような説明がなされた。
- (イ) ロケーションセービングは、インドのような低コスト地域での事業を実施した場合に生ずるコストセービングである。
 - (ロ) BEPS 最終報告書で、ロケーションセービングは、所有又は支配ができないため、無形資産として認識せず、①多国籍企業グループで享受しているのかという点、②顧客に転嫁されているのかという点に焦点を当てている。そして、多国籍企業グループにより享受されていた場合のみ利益は配分されることとなるが、その場合でも現地の比較可能な独立企業間取引を選定してそれに基づく配分されるよう示している。
 - (ハ) 税務当局の中にはインド企業はロケーションセービングの利益を全て享受すべきであると考える者もいる。しかし、裁判例の中では、企業はロケーションセービングの利益を全て享受すべきであるという取扱いを否定しており、BEPS 最

終報告書の指針に沿った見解を採用する必要があろう。

(2) 韓国

国内法における無形資産の定義、無形資産の移転、行動 8-10 の実施について、若干の説明があった。

- イ 無形資産の定義は、特許、実用新案権、意匠権等関係法の規定するものにとどまらず、税法では、のれん、資本化される開発費等、より広く解釈されている。
- ロ 無形資産の移転について、以下のような説明がなされた。
 - (イ) 無形資産の移転に関する移転価格算定方法は、独立価格比準法、利益分割法、取引単位営業利益法が挙げられる。
 - (ロ) 無形資産の移転に関連する、国外から国内への取引や国内から国外への取引の形態としては、ロイヤルティ、売却、費用分担が挙げられる。
 - (ハ) 無形資産の移転だけでなく、移転価格上の共通問題としては、独立企業価格の受取額・支払額の適正性や移転価格上の取引の性質の認定が挙げられる。
- ハ BEPS 最終報告書行動 8-10 の中で示唆されている経済的実質課税の原則は究極の解決法であり、非常に興味深いところである。特に、移転価格においては、行動 13（移転価格に係る文書化）との関係が重要である。行動 13 において今回示された指針は、新しい取引形態に対する透明性を高めていくことにつながり得るものであることから、税務当局にとって本質的なツールとなるであろう。

(参考) プロセス寄与度分析

(PCA : Process Contribution Analysis)

- (イ) 利益分割法における寄与度分析に関連し、PCA は、以下のような一つのバリュー

チェーンに参加する関連者間の相対的貢献度を評価する枠組みである。

- ① どの企業が価値創造するプロセスに貢献しているかという点
 - ② 独立企業原則の下寄与度分析に従い配分され得る各企業の利益
 - ③ 関連者間取引における移転価格を求めするためのパラメーター
- (ロ) PCA と BEPS プロジェクトとの関係等は表 5 のとおりである。

表 5 PCA と BEPS プロジェクトとの関係等

<p>【BEPS プロジェクト又は OECD 移転価格ガイドラインとの関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCA はバリューチェーンに関する実態と透明性により支えられる (BEPS)。 ・ディスカッションドラフトは無形資産が歩む過程と貢献の重要性に焦点がある (OECD)。 ・ディスカッションドラフトは貢献度を計るため RACI マトリックスを認めている (OECD)。 ・財務諸表の更なる分析を提供することとなっている (BEPS) 	<p>【税務当局との対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCA は利益帰属に関する 2 国間又は多国間交渉における理論的根拠を与える。 ・PCA はマーケットとビジネスモデルの変化に対応し柔軟である。 ・どの企業が何をして、いくらの価値を創造しているかという疑問に対しより簡潔な回答となり得る。 ・現在の分析とは異なった見解を提供し、新しい見解も導入し得る。
---	--

【納税者における考察】
 PCA は事業企画のためのツールであり、ビジネスの変化と構造変化の影響への汎用性を持つ。また、多国籍企業の事業・税務チームにとってのバリューチェーンの明確な表現方法である。

(注) RACI とは、実行責任(responsible)、説明責任(accountable)、指導責任(consulted)、報告受理(informed)という参加者の特徴を基準としてその役割を説明するものである。(2014 年 12 月公表 “DISCUSSION DRAFT ON THE USE OF PROFIT SPLITS IN THE CONTEXT OF GLOBAL VALUE CHAINS” 11 頁参照)。

(ハ) PCA は以下のような手順に沿ってなされるものである。

- ① バリュードライバーの特定と収益性への貢献度割合の決定
- ② 事業工程モデルの作成
- ③ バリュードライバーをサポートする工程の特定
- ④ 貢献度の数量化 (パーセンテージ)
- ⑤ 特定工程への各関連者の貢献度の質的評価
- ⑥ 特定工程への各関連者の貢献度の数量化 (パーセンテージ)
- ⑦ 各関連者のプロフィットシェアリングの計算
- ⑧ 全体的な移転価格方針・移転価格算定方法の設定又は評価

(ニ) PCA に関する情報源として以下のようなものが挙げられる。

- ① 産業・企業分析という観点からはアナリストレポート、年次決算書、企業発表資料
- ② 重要な担当者への聴き取り
- ③ 事業工程モデルや関連する貢献についての文書
- ④ 人員と報酬データ
- ⑤ 外部比較対象取引等のデータ

(ホ) PCA 適用に関する OECD 移転価格ガイドラインでの位置付けは以下のとおりである。

A OECD 移転価格ガイドラインにおいて、寄与度分析は独立した第三者間で実現するであろう利益分割の合理的な近似に基づき合算利益を分割するものであると記述している。言い換えれば、比較対象取引等のデータが利用できる場合にはそれらによって算定し得るが、比較対象取引等のデータが欠如している場合にはしばしば、使用資産や引き受けられたリスクを考慮しつつ各関連者の相対的な機能に基づく算定をすることとなる。

- B アプローチとしては合算利益分割と残余利益分割があり、その選択は外部データの有効性と信頼性に依拠する。
- C PCA 適用と OECD 移転価格ガイドラインとの整合性については、以下のよう
に、OECD 移転価格ガイドラインを見る限り、一貫性は保たれているといえる。
- ① 機能分析は、取引の当事者が果たした経済的に重要な活動及び責任を特定するものである。(パラ 1.42)
 - ② 一方の当事者がその取引において他方の当事者と比べはるかに多くの機能を果たしている場合もあるだろうが、重要な点は、その頻度、性質及び当該取引の各当事者にとっての価値の観点から見たそれらの機能の経済的重要性である。(パラ 1.43)
 - ③ 複数の取引が非常に高い関連性を持つ場合、個別の単位で評価することはできないであろう。同様の状況では、独立企業はパートナーシップの形態をとり、利益を分割するかもしれない。(パラ 2.108)

議題 4 租税条約における紛争解決 (Treaty Dispute Resolution)

【議長及び討論者等】

Chair: Kees van Raad, University of Leiden, (Netherlands)

Panelists: John Dryden, Yulchon LLC, (Korea, Republic of)

Toshiyuki Kemmochi, National Tax Agency, (Japan)

Jae-Hyung Park, National Tax Service, (Korea, Republic of)

P.V.S. Satya Prasad, Prasad & Prasad Chartered Accountants, (India)

Niv Tadmore, Clayton Utz, (Australia)

【議題 4 のポイント】

第一に租税条約上の紛争解決方法として相互協議の概要や現状が説明された後、相互協議と司法との関係等相互協議へのアクセスに関する問題につき議論がなされた。また、租税条約上の紛争のほとんどが移転価格上の問題であることから、移転価格課税に当たっての情報収集や相互協議でのポジションペーパー作成等の問題につき説明がなされた。第二に紛争解決方法として事前確認制度の現状、相互協議の処理時間、仲裁手続について各国から説明がなされた後、豪から移転価格の訴訟事案について事実関係、論点及び問題点について説明がなされた。特に、訴訟において移転価格の適正を説明するに当たり専門家による証明が重要である中、その証明の難しさを強調していた。最後に今後の動向で留意すべき点として OECD 税務長官会合の動向、BEPS 行動 14 への各国等の対応、常設仲裁裁判所等の取組について言及していた。

1. 概論

(1) 租税条約に関する紛争解決方法

租税条約に関する紛争及びその回避について、OECD モデル条約における相互協議手続、OECD 移転価格ガイドラインにおける APA、最近の相互協議の状況等に焦点を当てて説明がなされた。

イ 国内法の救済手続とは別個に、租税条約に関する紛争解決手段として、OECD モデル租税条約 25 条 1 項及び 2 項には租税条約に適合しない課税に関する自己の居住者による相互協議の手続、同条 3 項は租税条約の解釈等の相互協議の手続、同条 5 項は仲裁規定 (2008 年追加) について触れられている旨説明がなされた。

ここでは、同条 2 項が、権限ある当局は相互協議の申立てが正当であると認めるが

自ら満足すべき解決を与えることができない場合についての努力義務を規定しているところ、その意義について若干意見が求められた。そもそも努力義務は必ずしも明確ではないが、最も適切な対応を頭に思い浮かべながら努力することであるとのコメントや何もしないことを戒めるだけであるとのコメントとかなり幅のあるものであった。

ロ OECD 移転価格ガイドラインの規定に沿って、APA の意義（関連者間取引を行う前に、一定期間の当該取引価格を決定する目的で、適切な基準を決定する取極め）及びその四つの必要性（①予測可能性の確保、②二重課税の発生可能性の減少、③紛争の事前防止、④当局間の良好な関係の促進）について簡単に説明がなされた。

ハ OECD において 2006 年以降 OECD 加盟国の相互協議状況をまとめているが、最近の相互協議の状況について、OECD 統計を中心として若干の説明がなされた。

(イ) 2013 年における OECD 加盟国の相互協議件数は 4,566 件で年々増加しており（前年比 12.1%増加、2006 年比 94.1%増加）、相互協議処理までの平均期間は 23.57 か月と年々長くなっている（2006 年は 22.1 か月）。

(ロ) 2014 年相互協議新規発生件数が最も多かった国はドイツで 374 件、2 番目に多かった国はアメリカで 354 件である（上位 10 か国は表 1 参照）。

(ハ) アジア太平洋地域の相互協議の状況について、日本を例に簡単な説明があった（アジア太平洋地域の相互協議の状況詳細は表 2 参照）。

日本は近年、OECD 非加盟国との相互協議件数が増加し、2014 年、OECD 非加盟国の件数（42 件）が OECD 加盟国

の件数（35 件）より多くなった。その内容は OECD 加盟国とは違い、OECD 非加盟国に関するものの多くが棚卸取引である。

OECD 非加盟国との相互協議件数増加が協議処理までの期間増加の要因となっている。しかし、OECD 非加盟国の中でも、インドのように、相互協議の年間ミーティングを 4 回に増加する（5 年前は 2 回）等、近年相互協議を通じた問題解決の重要性を理解しつつある印象を受けている国もある。

(ニ) インドから、以下のとおりコメントがあった。

2015 年～2016 年では、100 件程度の移転価格に関する紛争が解決され、1 件当たり 12 か月程度かかっている。相手方としては米国、英国、日本が中心で、スピードアップすることを常に目指している。また、二国間の事前確認に関する相互協議も積極的に実施し、二国間の課税の調和にも心がけている。

表 1 2014 年相互協議新規発生件数上位 10 か国

国	新規件数
ドイツ	374
アメリカ	354
ベルギー	205
フランス	201
カナダ	127
イギリス	117
ルクセンブルグ	116
スイス	109
スウェーデン	91
イタリア	89

表2 アジア太平洋地域の相互協議の状況（年末残件数）

	2011		2012		2013		2014	
	OECD	Non-OECD	OECD	Non-OECD	OECD	Non-OECD	OECD	Non-OECD
日本	35	26	41	29	35	30	35	42
	61		70		65		77	
韓国	48	11	58	7	68	12	77	21
	59		65		80		98	
オーストラリア	18	3	15	6	17	6	13	5
	21		21		23		18	
ニュージーランド	0	1	3	0	10	3	11	7
	1		3		13		18	
中国	n/a	n/a	n/a	n/a	34	9	47	8
	n/a		n/a		43		55	

ニ 相互協議へのアクセス

- (イ) 上述したように OECD モデル租税条約 25 条は 2 種類の相互協議手続が規定されている。一つは自国の居住者である納税者から権限ある当局への租税条約の規定に適合しない課税に関する申立てであり、もう一つは一方の権限ある当局から他方の権限ある当局への①租税条約の解釈・適用に関して生ずる困難又は疑義のため、②租税条約に定めのない二重課税を除去するための申立てである。
- (ロ) 今回は前者の自国の居住者である納税者から権限ある当局への租税条約の規定に適合しない課税に関する申立てにつき、BEPS プロジェクト実施に当たって、相互協議へのアクセスは制限され得るか否かという点、制限され得る場合の理由は何かという点につき、簡単な意見交換があった。
- (ハ) 日本等から、基本的に司法による決定は尊重されるべきであることから、訴訟手続がなされた場合には相互協議の申立てはできないというのが通常であるとのコメントがあった。他方、インドから、

裁判所の決定は尊重されるべきであるが、自国においては国内訴訟と同時に相互協議を進めることができることから、訴訟手続がなされることが相互協議へのアクセスを妨げる理由にはならないとのコメントもあった。韓国においては、特許関連の相互協議については特許の登記がなされた国であることが必要であり、韓国において特許登記がない場合には相互協議へのアクセスができないこととなっているとの説明があった。

- (ニ) 一方の権限ある当局から他方の権限ある当局への①租税条約の解釈・適用に関して生ずる困難又は疑義のための申立てに関連して、韓国から、租税条約の解釈は難しく、権限ある当局間で決めるのではなく、独立した機関を含めて幅広い意見を聞くべきではないかというコメントがあった。

(2) 移転価格上の紛争について

租税条約における紛争のほとんどが移転価格上の問題であり、移転価格上の紛争は実務的な問題と法的問題を併せ持つものである。

具体的な実務的な問題及び法的問題を挙げれば、以下のようなものである。

調査過程での情報収集、ポジションペーパーの作成において1年程度の時間を要する点、紛争解決方法のコストパフォーマンスの点等の実務上の困難に直面する。また、一方の国

の租税条約に関する異なった解釈や移転価格ルールの違いは他方の国に影響を与えることもあり、その法的調整が難しいものとなっている。

なお、移転価格上の紛争に至る流れは表 3 のとおりである。

表 3 移転価格上の紛争解決までの流れ

段階	手順	重要事項
情報収集	調査 納税者に対する資料要求 他国に対する情報交換要請	事案の状況 情報の所在地 情報利用者が必要とする情報を提供できる能力
ポジションペーパー	事実認定、法的及び経済的に関する分析	目的と効果の合致
納税者の回答	事実認定に対する回答、法的分析に対する回答、経済的分析に対する回答	決められた様式があるかという点、書面提出が必要か否かという点
紛争解決方法	相互協議、調停、代替的紛争処理手続	費用/収益のバランス、解決のための強制力等
結論	加算税なしが基本であるが合意による加算税賦課も可 必要に応じて訴訟の道を認めるべきか否か	グローバルな影響度、将来年度の所得への影響

2. 現状

(1) 紛争解決における各国の状況

APA はどのように行われるか(ユニラテラル APA、バイラテラル APA、マルチラテラル APA いずれの形態も行われるか、それぞれの件数はどうか) という点、相互協議に関しその事案件数や処理時間はどのくらいかという点、仲裁手続を有しているかという点を中心に各国から説明がなされた。

イ 韓国の状況は以下のとおりである。

APA は、ユニラテラル APA、バイラテラル APA の二通りで実施している。2014 年において、ユニラテラル APA は 13 件発生し 11 件終了しており、バイラテラル APA は 37 件発生し 26 件終了した。1 件当たりの処理時間はユニラテラル APA が 18 か月、

バイラテラル APA が 34 か月である。仲裁手続の必要性は感じているが、類似事案・課題に関しては同様の処理をするという事案処理の一貫性につき疑義があり、無条件には賛同できない。

ロ インドの状況は以下のとおりである。

特に米国関連会社が多いが、100 件程度の紛争が解決されている。これはインド-米国間に IT 関連役務提供取引の移転価格上の統一的な取扱いなどの紛争解決フレームワークの合意があり、事案処理のスピードアップに貢献しているからである。この紛争解決フレームワークはバイラテラル APA においてより効果を発揮している。インドは仲裁手続の導入について反対の立場である。これは国家主権の問題があり、裁

判所の判断に重きを置いているからである。

ハ 日本の状況は以下のとおりである。

APA は、ユニラテラル APA、バイラテラル APA、マルチラテラル APA いずれの形態でもなされているが、大半はバイラテラル APA、マルチラテラル APA であり、ユニラテラル APA は 1%にも満たない。2014 年度（2014 年 7 月～2015 年 6 月）の相互協議事案の繰越件数は 425 件で、その内 APA が 330 件で 141 件が処理された。1 件当たりの処理時間は 22.4 か月で OECD のターゲットである 2 年をクリアしている。非 OECD 加盟国に関する 1 件当たりの処理時間は 30.6 か月である。日本は仲裁手続に以前反対していたが、最近では前向きになっており、9 か国との租税条約

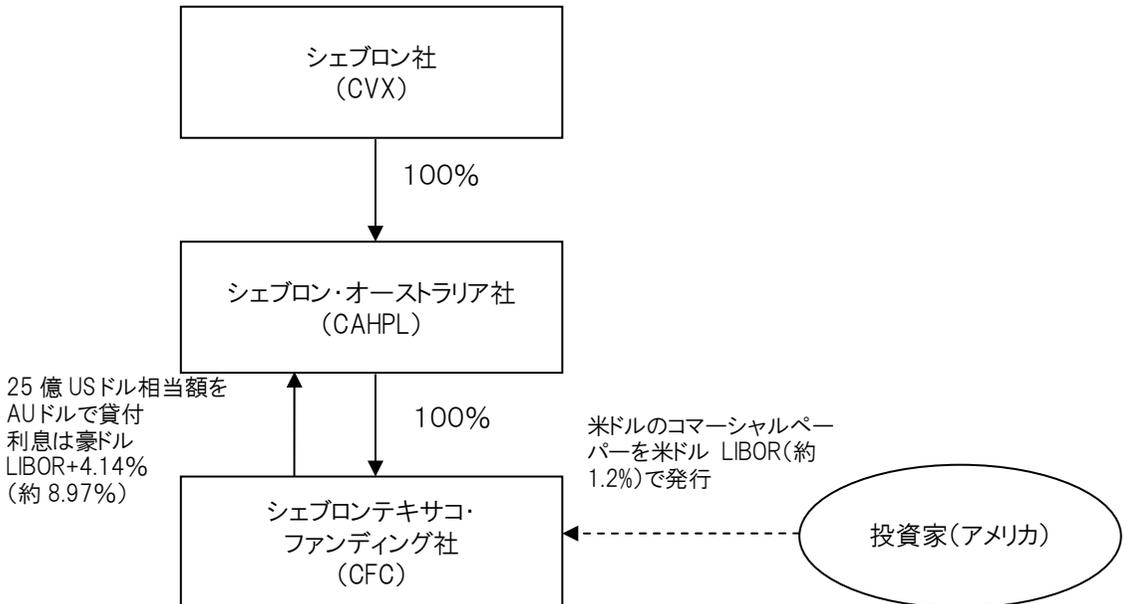
の中に仲裁条項が含まれている。

ニ オーストラリアの状況は以下のとおりである。

2014 年度（2014 年 7 月～2015 年 6 月）は 148 件の有効な APA 事案を有しており、ユニラテラル APA、バイラテラル APA、マルチラテラル APA いずれの形態も存在している。同年度交渉中の 74 案件の APA の内訳はバイラテラル APA が 45 件、ユニラテラル APA が 26 件、マルチラテラル APA が 3 件となっている。2015 年度の相互協議に関しては 12 月末現在、23 件発生し 5 件が合意に至っている。1 件当たりの処理時間は 2 年程度である。仲裁手続の導入には前向きに取り組んでいる。

(2) 移転価格事案例：Chevron 事案（オーストラリア）

【取引図】



イ 事実関係は以下のとおりである。

(イ) CVX の孫会社である CFC 社は 25 億米ドルの商業ペーパーの発行により、米ドル LIBOR 程度の利率（約

1.2%）で資金を調達した。

(ロ) CFC 社は 25 億米ドル相当の豪ドルを LIBOR プラス 4.14%の利率（約 8.97%）で親会社である CAHPL 社に貸付した。

ロ 重要な論点は以下のとおりである。

(イ) CAHPL 社の CFC 社から借入金金利の決定方法

25 億米ドル相当の借入れに対し 8.79% が相当であるか。

(ロ) CFC 社の信用格付の妥当性

CFC 社は米ドル LIBOR 程度の利率で資金調達を実施したことから、極めて高い信用格付となっているが、それは妥当か。

(ハ) 暗黙のサポートによる影響

関連会社による暗黙の信用保証があったのではないか。

(ニ) 借入金の通貨

CAHPL 社が豪ドル建てにすることによる為替差損を享受する正当な理由があるか。

(ホ) 取引の再構築を含む租税条約 9 条による移転価格分析

豪国税庁長官は特別な要件を満たさなくても関連者間取引について取引の再構築ができるのか。

(ヘ) 上記事例において租税条約 9 条直接適用は可能かという点

租税条約 9 条は国内における移転価格ルールの射程を超えて直接の課税権を示すものではないのではないか。

ハ 専門家の証明による問題点（学ぶべき教訓）は以下のとおりである。

移転価格課税において専門家による鑑定書の役割は非常に重く、裁判所に対する義務である。そのため、税務当局は、金融取引の価格設定の専門家、信用格付の専門家等の 20 人の専門家に依頼していたが、借入金金利の決定等に関してほとんどの証拠は有効ではないという結果に終わった。

3. 今後の動向で留意すべき点

(1) OECD 税務長官会議の動向

2014 年 10 月、ダブリンミーティングでは

46 か国が国際的租税回避、自動的情報交換、相互協議についての更なる協力を合意した。そして、同年 11 月、税務長官相互協議フォーラムの設置を掲げ、当該フォーラムにおいて相互協議実務について各国協力して改善していくこと、OECD 租税委員会関連部会との協力、租税条約に抵触する二重課税や二重非課税の最小化に力を入れることとしている旨の説明がなされた。

(2) BEPS 行動 14

BEPS 行動 14 では、紛争解決のため、相互協議の効果的な実施を目指し、17 のミニマムスタンダードと 11 のベストプラクティスが示されたところ、それらの内容がモデル租税条約 25 条改定案とそのコメンタリー改訂案に反映されている。また、BEPS 最終報告書の中で 20 か国が自らの租税条約の中で義務的仲裁制度を採用していることが記述されている。この 20 か国が 2013 年末現在、進行中事案の 90%に関与していることからすると、効果的な紛争解決に役立っているものと考えられる。

(3) ファーストラック仲裁制度

ファーストラック仲裁制度は、オランダのハーグに所在する常設仲裁裁判所(PCA)とオランダ法に基づき設立されハーグに所在するトリビュート・ファウンデーションが主導しているものであり、PCA が実施する当該仲裁は当局間の合意による修正はあるものの、2012 年 PCA 仲裁ルールに従ってなされる。その概要は以下のとおりである。

イ 権限ある当局は 1 名又は 3 名の仲裁裁判官で構成される仲裁裁判実施に合意できる。そして、当該仲介裁判実施に当たり、トリビュート・ファウンデーションは専門家リストを提供し、PCA は仲裁手続きに関する事務局も務める。

ロ 仲裁は二国間又は多国間紛争を査定でき

る。仲裁手続は書面の申立てのみにより開始する。双方の主張はペーパーベースでなされるが、ポジションペーパーには枚数制限がある。また、テレビ会議等によるヒアリングも可能である。ポジションペーパー等の提出期限は 30 日以内であることが望ましく、仲裁の解決策はやり取り終了後 30 日以内になされる。また、トリビュート・ファウンデーションは権限ある当局の要請に基づき、和解のような代替的紛争解決方法の利用の助言をすることもできる。

- ハ 解決策はラスト・ベスト・オファー・アプローチ（ベースボール・アプローチ）又は独立意見アプローチにより示される。権限ある当局間で理由不開示の合意がない場合には解決策の理由が提示される。また、当該解決策は権限ある当局の合意がある場合のみ公表することができ、その場合には権限ある当局が合意した書式でなされる。
- ニ 仲裁費用は 1 名の仲裁裁判官の場合は 15,000 ユーロを超えることはなく、3 名の仲裁裁判官の場合は 40,000 ユーロを超えることはない。

セミナーA BEPS と利子控除制限 (BEPS and Interest Deductions)

【議長及び討論者等】

Chair: Brendan Brown, Russell McVeagh, (New Zealand)

Panelists: Peter Godber, Grant Thornton, (Singapore)

Sunyoung Kim, Deloitte Anjin LLC, (Korea Republic of)

Michael Olesnick, KPMG, (Hong Kong)

Krister Andersson, Confederation of Swedish Enterprise, (Sweden)

Jean-Blaise Eckert, Lenz & Staehelin, (Switzerland)

【セミナーAのポイント】

各国例を参照した利子控除制限の現状、BEPS 最終報告書行動 2 で示された利子控除制限ルールの問題点、特別ルール、当該利子控除制限ルールと他の行動との関係について説明がなされた。

利子控除制限ルールの問題点として、利子控除制限の基準（支払利子額か負債額かという点、総支払利子額か純支払利子額かという点、収益額か資産価値かという点、EBIT か EBITDA かという点）が言及されている。特に、発表者は、収益額か資産価値かという点について、収益額が望ましいとしつつも、資産集約化された事業が多い国では、資産価値を基準とすることを強く主張している。

他の行動との関係については、ハイブリッドミスマッチ取極め効果の無効化の優先適用、外国子会社合算税制と移転価格税制とは補完的關係であることを説明している。

特別ルールについては、適切であるとしつつも、実施は困難が伴い税務当局の能力に依存するというコメントを述べている。

1 BEPS 行動 4 での問題提起

BEPS 行動 4 で示された問題は以下のとおりであるが、その対処は断片的にできないし、一国でできるものではない。

- ① 第三者や関係者への支払利子による控除をそのまま用いた場合、負債と資本に対する税務上の取扱いの違いが影響を与えること
- ② 企業グループによる国内外投資について負債による資金調達をする場合、企業グループが国をまたいで資金調達する場合と国内のみで資金調達する場合で競争力のゆがみが発生すること⁽¹¹⁾

2 現状の利子控除制限アプローチ

(1) 現状

現状の利子控除に対する制限アプローチは以下のとおりである。

- ① 独立企業原則を利用したテスト（独立した第三者の取引を想定して問題の利子による控除を調整する方法）
- ② 支払利子に係る源泉徴収（受領者側の所得税をあらかじめ一定税率で徴収して問題の利子による控除を調整する方法）
- ③ 支払の性質や支払者にかかわらず支払利子の一定割合につき控除を否認するルール
- ④ 固定比率を利用して支払利子控除又は支払利子の基準となる負債を制限するルール（当該固定比率の例は負債／資本比率、利子／収益比率、利子／総資産比率）
- ⑤ 企業グループ全体の状況を踏まえて支払利子控除又は支払利子の基準となる負債を制限するルール
- ⑥ 一定の取引から生ずる支払利子控除を否認する、ターゲットを絞った包括的租税回避否認ルール（TAAR）

(2) 各国例

各国例について、香港、中国、韓国及びアセアン諸国について説明がなされた。

イ 香港の取扱いは以下のとおりである。

(イ) 香港における利子控除は以下の場合に限って認められている。

- ① 銀行や公共関係機関が支払う場合
- ② 国内外を含む銀行へ支払う場合
- ③ 当該利子支払につき受領者が香港で課税される場合
- ④ 減価償却資産や棚卸資産を購入する資金調達のため第三者から借り入れた場合
- ⑤ リスト化され、かつ、公開市場で売買できる、認可された負債に係る金融商品である場合

(ロ) 利子控除制限に関する新法草案にお

いては、企業グループ内の金融会社が行う国外への支払利子について、資金の貸手が、①香港の法人税率（16.5%）以上の税率の下当該所在国で税金を支払っていること、②受取利子を当該企業グループ内の他者に移転する義務がないことを条件として、控除可能という規定が織り込まれている。

ロ 中国の取扱いは以下のとおりである。

(イ) 国内法において国外への支払利子に対して10%の源泉徴収を課している（租税条約による軽減税率適用も存在）。

(ロ) 過少資本税制に関しては、2：1の借入／資本比率を適用している（金融機関の場合は6：1）。

(ハ) 支払利子に対する6%の付加価値税を課しているが、仕入税額控除は認められない。

ハ 韓国の取扱いは以下のとおりである。

(イ) 支払利子控除は、以下の場合を除き、原則認められる。

- ① 貸手の存在が確認できない場合
- ② 借入金が資本として認識されるべきものである場合
- ③ 借入金が非事業用資産を購入する場合又は関連者へ貸付するためである場合

(ロ) 国内法において国外への支払利子に対して22%の源泉徴収を課している（租税条約による軽減税率適用も存在）。また、特定外貨建債に対する免税規定もある。

(ハ) 過少資本税制に関しては、2：1の借入／資本比率を適用している（金融機関の場合は6：1）。

ニ アセアン諸国の取扱いは以下のとおりである。

利子控除制限については、行動4に従った変化は余り見られず、アセアン諸国は概ね、静観しているようである。

過少資本税制のみ導入している国もある

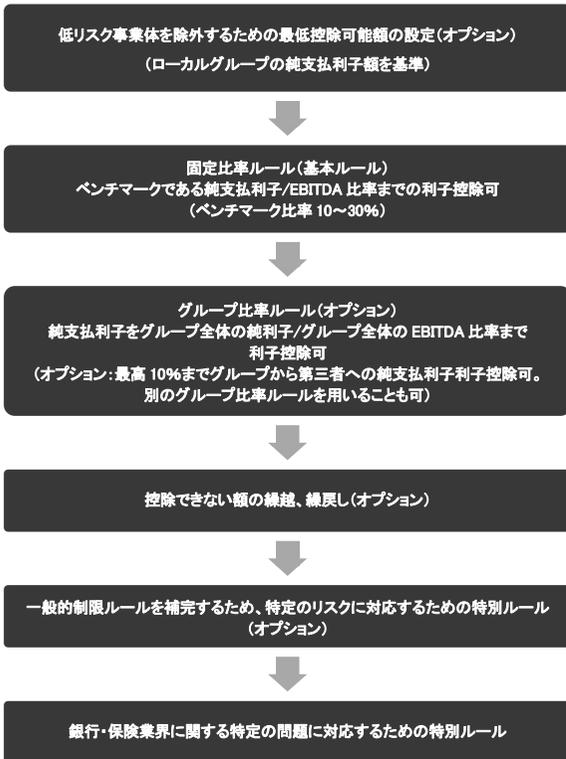
が、その場合でも従来型の負債・資本比率基準を採用しているにすぎないし、また、

多くの制度が国内投資を誘引することに焦点を当てているようである。

シンガポール	マレーシア	ベトナム	カンボジア	インドネシア
移転価格ルール以外に法令上制限はないが、源泉ルール由来の関連性 (nexus) による実務的な制限は存在。	BEPS 基準ではないが、2017 年から新たな負債/資本比率ルールを適用。	規制当局による投資制限は存在。為替管理に準じた利子支払制限が適用される場合あり。	関連者間の負債に関し、利子控除前純利益額の50%に利子控除額が制限。	2016 年から過少資本税制 (負債/資本比率は 4 : 1) を導入。資金調達費用に適用するが、金融機関、石油・ガス産業は適用除外。

3 行動 4 (利子控除制限) に係るベストプラクティスアプローチのイメージ図

行動 4 (利子控除制限) で示されたベストプラクティスアプローチのイメージ図は以下のとおりである。



4 行動 4 (利子控除制限) に係るベストプラクティスアプローチの概要

(1) 支払利子の範囲

支払利子の範囲は、あらゆる負債又はファイナンス取極めに関する利子であり、法的形式にかかわらず、経済的に利子と同等の支払も対象となる。また、資金調達関連費用も含まれる。

(2) 利子控除制限規定の適用対象者

イ 多国籍企業が適用対象者である取扱いは以下のとおりである。

- (イ) 原則固定比率ルールは適用されるべきである。
- (ロ) 固定比率ルールに代わりにグループ比率ルールを適用することは可能である。
- (ハ) 各国で特別ルールを導入することもできる。

ロ 国内グループ企業が適用対象者である取扱いは以下のとおりである。

固定比率ルールは多国籍企業を想定したものであるが、国内グループにも適用可能である。固定比率ルールは特別ルールにより補完されることも同様である。

ハ 独立した事業体が適用対象者である取扱いは以下のとおりである。

BEPS リスクがより低いと考えられる。

(3) 利子控除制限の基準

イ 利子控除制限の基準は支払利子額又は負債額どちらを基準として設定されるべきかという問題がある。BEPS 最終報告書では支払利子額を基準とすることが望ましいと明確に示している。なぜなら、その方が簡便だからである。負債額を基準とした場合、負債額の変動、超過利率、負債に結び付かない利子相当支払に対する調整が必要となるからである。しかし、負債額を基準とすることには、閾値を超えるような潜在的利率上昇があり得る長期借入の妨げにならないという利点はある。

ロ 利子控除制限の基準は、総支払利子額又は純支払利子額どちらを基準として設定されるべきかという問題もある。BEPS 最終報告書は純支払利子額を基準とすることが望ましいとしている。なぜなら、総支払利子額を基準とすることはより簡便であるが、支払利子の損金性が否認された場合には二重課税を導くからである。純支払利子額を基準とする場合には企業グループ内の金融会社は、「又貸し」することが可能となろう。しかし、純支払利子額を基準とすることにより特定の条項で対応しなければならない潜在的な租税回避が生ずるおそれはある。

5 収益額又は資産価値を基準として採用するに当たっての考察

(1) 収益額を基準とする方法と資産価値を基準とする方法の特徴

利子控除制限するに当たって固定比率を利用する場合、上述したように、分子は支払利子額又は負債額が選択肢として考えられる一方、その分母についても、収益額を基準とする方法、又は、資産（資本）価値を基準とする方法が選択肢として考えられ得る。それぞれ一長一短あるが、その特徴は以下のとおりである。

イ 収益額を基準とする方法

- ① 時の経過に対して柔軟であること (Volatility over time)
 - ② 人為的操作が難しいこと
 - ③ 課税所得を生み出す活動と利子控除との整合性を図れること
 - ④ 欠損法人は利子控除できないこと
- ロ 資産価値を基準とする方法
- ① 時の経過に対して安定性があること
 - ② 欠損法人も利子控除可能であること
 - ③ 人為的操作が容易であること
 - ④ 資産評価問題が常に存在し得ること

(2) EBIT 又は EBITDA を採用する場合の特徴

収益額を基準とする方法の場合には、当該収益額について、利子支払前・税引前利益 (EBIT) を採用するか、又は、利子支払前・税引前・償却前利益 (EBITDA) を採用するかという問題がある。それぞれ一長一短あるが、その特徴は以下のとおりである。

イ EBIT

- ① 時の経過に対して柔軟であること
- ② 資本の集約化を考慮していないこと

ロ EBITDA

- ① 時の経過に対して安定性があること
- ② 資本の集約化を考慮していること
- ③ 今日最も広く使用されている収益に関する業績指標で企業間を比較しやすく、貸手が借手の信用力を判断するために用いられていること

(3) 収益額又は資産価値を基準として採用することについての BEPS 最終報告書での位置付け

行動 4 に関する BEPS 最終報告書 (45 ページ) において、経済活動が資本集約度の高い企業グループに依存している国であっても、当該固定比率ルール適用に当たって収益額を基準とすることが望ましい旨述べた一方、資産価値を基準とすることも例外的に認められる旨も述べている。そして、当該最終報告書

の記述を受けて、豪財務省は下院経済委員会での発言で当該固定比率ルール適用に当たって資産価値を基準する方向で調整していること旨示唆しているようである。

(4) 行動4における EBITDA 比率による実施

イ BEPS 行動4では、利子控除制限について、以下のような EBITDA に基づいた固定比率ルールの採用を示している。

- ① 10～30%の範囲で各国が設定し得ること
- ② 少なくとも多国籍企業グループ内では一律適用すること
- ③ グループ比率ルールは通常借入の占める割合が高い活動を実施する場合に適用し得ること
- ④ 企業内金融機能を有する場合の例外規定については別途検討の余地があること
- ⑤ 独立企業原則ほど調整の余地はないこと

ロ 発表者からは、以下のようなコメントがあった。

- ① BEPS 行動4で示されている、独立企業原則ほど調整の余地がないことは厳しすぎる。
- ② EUは早い段階から EBITDA に基づいた固定比率ルールを採用する可能性がある。

(5) 大規模公益プロジェクト (large-scale public benefit projects) の適用除外

イ 大規模公益プロジェクトの利子控除制限ルールの適用除外とすることはオプションとして認められている。なぜなら、BEPS 最終報告書で記述しているように、当該プロジェクトに関しては、利子控除制限を超える支払利子額の控除を認めることが公共の利益になり得るし、BEPS リスクがほとんどないからである。

ロ 大規模公益プロジェクトとして認められ

るには、以下のような条件が必要である。

- ① 当該プロジェクトは長期間にわたること (10年以上)
- ② 公益法人等により発注され、かつ、公共の利益にかなったものであること
- ③ 関連資産・所得により担保し得る借入金であること
- ④ 当該プロジェクトを実施する国の貸手に対して利子を支払い、かつ、貸手の当該利子収入に対して通常の税率で課税されること

6 特別ルール

(1) 目的

特別ルールはその採用が税務当局によるオプションであるが、特定の取引等に関して支払利子控除を制限するものである。一般的な利子控除制限ルール (固定比率ルール、グループ比率ルール) を補完するものであるが、現段階では具体的な指針はなく、今後、各国税制の特徴に合致したルール制定が必要となる。

(2) 概要

イ 第一に、一般的な利子控除制限ルールの効果を弱める企業戦略に対応するものが想定される。固定比率、グループ比率テストの対象となる全ての事業体に適用されるが、想定しているリスクは以下のとおりである。

- ① 支払利子を控除可能な別勘定科目に変換するリスク
- ② 源泉税の免税等となっている状況を踏まえ、他の課税所得を利子所得に変換するリスク
- ③ 採用しているグループ比率を考慮し、第三者への支払利子を増加するように仕組んだ当該第三者間との取極めが締結されるリスク
- ④ 採用しているグループ比率をより有利にできるよう、二つの企業グループを人為的に

設定するため、トップに法人格のない持株事業体を配置する仕組みを構築されるリスク
 ロ 第二に、当該ルール適用対象外である事業体に支払利子を過大に計上したりする等、固定比率・グループ比率ルールの適用対象とならない事業体が生み出す特定の BEPS リスクに対応するものである。

7 他の BEPS リスクへの対応

(1) 行動 2 (ハイブリッドミスマッチ効果の無効化) との関係

厳しい利子控除制限ルールが複数の国の税制等の相違を利用するハイブリッドミスマッチ取極めに対しても有効であろう。しかし、利子控除制限ルールとハイブリッドミスマッチ取極めの無効化ルールを重複適用することで二重課税が生ずるおそれがあるので、ハイブリッドミスマッチ取極めの無効化ルールを優先適用することを OECD は示している。

(2) 行動 3 (外国子会社合算税制の強化) との関係

イ 親会社が固定比率ルール又はグループ比率ルールの下、控除可能な利子支払を行っているところ、当該支払が低税率国に所在する外国子会社に対して行われる場合が想定される。この場合には、親会社において外国子会社の所得が合算されるが、利子控除制限については以下のような取扱いが考えられる。

- ① 親会社の費用を計算するに当たって、外国子会社の支払利子を組み入れる方法
- ② 親会社の EBITDA を計算するに当たって、外国子会社に支払った利子を除外する方法

ロ 効果的な利子控除制限ルールは企業グループがより公平に利子費用を支払うことを促進し、経済活動との結び付きがより明確なものになるはずである。この結果、外国子会社における利子収入はより少なくなる

であろう。また、より経済実態に近づけるという意味で、利子控除制限ルールと外国子会社合算税制は移転価格税制を補完するものでもある。

(3) 行動 8-10 (移転価格税制と価値創造の一致) との関係

行動 8-10 は、関連する経済活動の実態がないのに資本が潤沢な事業体(例、キャッシュボックス)は、超過利益を生み出す能力を持たないことを確認するものである。企業グループ内で発生する利子収入その他同物については、移転価格税制だけでなく利子控除制限ルールの対象ともなる。

8 結論

いずれの国が、どの程度、BEPS 最終報告で示された行動を実施するかは現段階では分からないので注視していく必要がある。

特別ルールは利子控除制限を実施するにあたり公正な方法であろう。しかし、各国で共通する BEPS スキームを十分認識する必要がある等、その実施にはより労力を必要とすることになる。したがって、その効率性は一般的利子制限ルール回避のための取引を認識しうる税務当局の能力によるところが大きいであろう。

セミナーB BEPS 最終報告書を受けた各国の対応 (東アジア・東南アジア等)

【議長及び討論者等】

Chair: Yunjun Park, Kim & Chang, (Korea Republic of)

Panel: Masao Yoshimura Hitotsubashi Uni., (Japan)

Pieter de Ridder Mayer Brown JMS, (Singapore)

Ivan Strunin, Deloitte AP ICE Ltd., (Hong Kong)

Aurobindo Ponniah, PwC, (Malaysia)

Dong Jun Yeo, Kim & Chang, (Korea Republic of)

【セミナーBのポイント】

BEPS 最終報告書を受けた各国の対応について、行動 13 の「多国籍企業情報の報告制度（移転価格税制に係る文書化）」を中心に日本、シンガポール、米国、マレーシア及び韓国に関する説明がなされた。

行動 13 の国別報告書についてはミニマムスタンダードであることから、シンガポールを除き、BEPS 最終報告書に沿って進めていることが伺われる。シンガポールについては、タックスプランニングなど国別報告書実施後影響を与えるものが多く、実施による大きな混乱のおそれがあるとの理由で現段階での実施はないことを強調していた。

現段階のミニマムスタンダードは出発点にすぎず、これからベストプラクティス等に該当するものも徐々にミニマムスタンダードとなろうとの議長のコメントは印象的であり、賛同できるものであった。

1 日本

政府及び経済界の BEPS プロジェクト全体に対する姿勢及び行動 13 を中心とした対応について説明がなされた。

(1) BEPS プロジェクト全体に対する姿勢

イ 日本政府は BEPS プロジェクトを強く支持している。日本の法人税率が高いがゆえに租税回避の誘因になっていることや無形資産に関連する移転価格事案が増加していることから、BEPS プロジェクトの成功により、日本の課税標準を守ることができるためである。また、OECD 租税委員会議長に就任した浅川氏は BEPS プロジェク

トを立ち上げ、当該プロジェクトに積極貢献している。

ロ 当初、経済界（経団連）は、BEPS プロジェクトはコンプライアンスコストを単に増加させ、また、BEPS から生ずる問題である濫用的租税回避は日本で一般的ではなく、実効税率は高いことから日本の多国籍企業には無関係であるため、当該プロジェクトには反対で、コメントもしていなかった。しかし、デスカッションドラフトが公表される中盤になると、経団連は積極的に自らの意見を提出するようになってきた。そして、現在、経団連は、一連の BEPS プロジェクト成果に対して、競争条件を平等化することを支え得ることからある程度評価しており、首尾一貫した実施を求めている。

(2) 行動 13 への対応

イ 政府として以下のような対応を行っている。

行動 13 については 2016 年度税制改正において、国別報告書及びマスターファイル（事業概況報告事項）の提出を義務化するとともに、ローカルファイル（移転価格文書）の見直しを実施した。具体的には、国別報告書は前会計年度 1,000 億円以上の連結グループ収入がある場合に提出義務があり、提出義務者は約 1,000 社になる予定である。ローカルファイルは同時文書化が要求されることとなった。なお、国別報告書及びマスターファイルについては 2016 年 4 月以降開始する会計年度分から、ローカルファイルは 2017 年 4 月以降開始する事業年度から適用される。

ロ 経団連は当初、国別報告書の守秘について懸念を表明し、海外子会社から現地税務当局への提出義務化に強く反対しており、コメントを提出するとともに、2014 年 5 月に実施された公の協議プロセス（public

consultation)へ参加した。最終的には、情報交換に関する透明性や情報請求に関するルール等につきいくつかのコメントを表明しているものの、子会社から現地税務当局への提出が例外的なものとなったこと等により、一定の評価をしている。

(3) 行動 15 への対応

日本政府は既に多国間協定策定に関するアドホックグループに参加し、当該協定に含まれる、より効果的な紛争解決の仕組みである強制的拘束させ得る仲裁規定 (mandatory binding arbitration) の受入れを表明している。なお、タイトル・前文に租税回避を防止することを明記するとともに主要目的テスト (principal purpose test) を含んだ 2 国間租税条約に改定した (ドイツ、チリ)。

2 シンガポール

政府の BEPS プロジェクト全体に対する姿勢及び BEPS 最終報告書に関する主要な変更点について説明がなされた。

(1) 政府の BEPS プロジェクト全体に対する姿勢

シンガポール政府は BEPS プロジェクトについて、以下のコメントから分かるように高く評価している。

「シンガポール政府は BEPS 最終報告書を喜んで受け入れ、当該プロジェクトの健全なる実施が自由で公正な競争を育むのに役立つものと信じている。そして、利益を生じ得る本質的な経済活動がなされる場所で課税されるべきであるという当該プロジェクトの基本概念も支持する。」そうであるからこそ、「シンガポール政府は BEPS に関する議論に積極的に参加するとともに、国際的に受け入れられている独立企業原則を受け入れ、租税条約の濫用から保護する規定や国際的に受け入れられた基準を盛り込んだ情報交換規定も組

み入れている。」最後に、「公平な競争条件が与えられるよう、全ての国・地域で当該報告書の内容が首尾一貫した形で適用され、関連する国・地域で、公平で開かれた客観的な方法でモニタリングがなされる仕組みを支持したい。」(2015年10月、シンガポール財務省コメントの抜粋)

(2) 政府が実施した主要な変更点

BEPS 最終報告書で示されている行動の中で、シンガポールにとって重要なものは三つである。すなわち、①ハイブリッド・ミスマッチ取極め効果の無効化 (行動 2)、②租税条約濫用の防止規定 (行動 6)、③移転価格税制と価値創造の一致 (行動 8-10) である。そして、当該行動に関連する主要な変更点等は以下のとおりである。

イ 税法上の居住証明書 (tax residence certificates) 【行動 6】

(イ) 税法上法人がシンガポールに居住しているか否かは、当該法人の事業実施に関し管理支配 (management and control) している場所により判断する (ITA § 2)。そして、租税政策として、シンガポールは、シンガポールで取締役会が実施され、かつ、同国で国外源泉所得が受け入れられる場合には、居住証明書が発行される。

(ロ) ただし、50%以上非居住者が所有し、かつ、純粋に受動所得のみを得ている投資法人 (foreign-owned investment-holding company) が国外源泉所得のみの場合には原則、居住証明書は発行されない。しかし、当該投資法人であっても、シンガポールにおいて実質性があると判断されるような場合、すなわち、シンガポールで管理支配されており、かつ、同国に事務所を持つ合理的な理由があれば、居住証明書が発行される場合がある。

(ハ) 具体的には、シンガポールでなされた戦略的事項の決定について税務当局に説

明し、更に、当該投資法人は、いずれかの事項に該当することが必要である。

- ① シンガポールに居住する関連法人又は経済活動する関連法人を持つこと
- ② シンガポールに居住する関連法人から管理上のサービスを受けること
- ③ 形式的ではない取締役会のメンバーが少なくとも一人はシンガポールを拠点としていること
- ④ CEOやCFOのような執行役員が少なくとも一人はシンガポールを拠点としていること

ロ 税法上の優遇措置 (tax incentives) 【行動 8-10、行動 5】

(イ) OECD は投資導入策として税法上の優遇措置の利用を禁止しているわけではない。重要なことは、当該優遇措置と実際の価値創造をもたらす経済活動 (value-creating economic activities) と関連しなければならないというネクサスルール (nexus rule) を順守しているかどうかである。

(ロ) 現在当該優遇措置が受け入れられるか否かは、5 年間における、①人的機能が発揮される年数と量 (seniority and number of people functions)、②シンガポールで生じた費用、③シンガポールで実施される活動の種類を基礎として判断される。結果的に経済活動と関連性があるネクサスルールを順守しているものと考えている。

(ハ) ネクサスルールに順守しているかどうかにつき、所得を得るのに必要な実質及び活動を査定するために、費用を利用する方法がある。この方法は従来から採用されているが、OECD による提言とも合致している。幾分の改定は必要かもしれないが、BEPS 最終報告書は当該優遇措置に悪影響を与えないであろう。

ハ 移転価格税制【行動 13、行動 8-10、行動 15】

(イ) シンガポール政府は OECD 移転価格ガイドラインを順守している。現在移転価格文書の義務化に関連するルール・罰則は持っていないが、移転価格文書を保持していない場合には、移転価格上の調整において罰則が課され得ることや相互協議ができないことから、関連者が移転価格文書を作成・保存していることは期待し得る。ただし、APA が締結され問題が生じ得ないような取引、定型的な役務提供取引、国内取引、閾値を下回る取引 (例えば、年間 1,500 万シンガポールドル未満の売買取引) 場合は移転価格文書の保持は期待し得ないであろう。

(ロ) 上述したように現在移転価格文書の義務化に関連するルールはないが、税の透明性・情報交換に関する新基準が世界的に受け入れられるようになれば、シンガポールにおける税に関する情報収集システムがこれらと合致しているか、移転価格文書化のような追加的なコンプライアンス順守手法が必要かを査定する必要があるであろう。なお、シンガポールは 2013 年 4 月、OECD 税の透明性・情報交換に関するグローバルフォーラムのピュアレビューにおいて、法体系及び執行上、OECD の新基準に合致していると確認されている。また、シンガポール政府は、税務行政執行共助条約に 2016 年 1 月に批准し、同年 6 月以降効力を有している。その結果、情報交換ネットワークは 80 か国・地域から 114 か国・地域に拡大した。

ニ ハイブリッド金融商品等【行動 2】

(イ) シンガポールのハイブリッド金融商品の税務上の取扱いは、最も注目を浴びているものの一つである。2014 年 5 月、シンガポール政府はハイブリッド金融商

品の発行に関する税務上の取扱いを示した。国内発行体については、法的権利義務といった法的形式を確認し、不明確である場合には金融商品を取り巻く事実等を見ていく。一方、国外発行体については、最初から金融商品を取り巻く事実等を見ていく。そして、ハイブリッド金融商品が借入金に該当するのか、株式に該当するのかという点を決定する場合に考慮すべき様々な要素が詳細に記述されている。発行者である外国企業がシンガポールに支店を有する場合には限定的なリンクングルールも採用している。様々な要素とは具体的には以下のようなものである。

- ① 投資側が手に入れた利益の本質
 - ② 投資側が発行者の事業に参加する権利の有無
 - ③ 投資側の株主総会決議権の有無
 - ④ 発行体の返済義務の状況（確定期限が設けられている状況、借手が任意に返済し得る状況、借手の財務状況に関する条件が付されている状況等）
 - ⑤ 発行体からの支払金の性質（事業実績や留保金の状況にかかわらず、事前に決定した定期的な支払義務の有無）
 - ⑥ 投資側の支払を求める権利の有無
 - ⑦ 規制当局による当該金融商品の分類
 - ⑧ 投資側の清算時の分配における優先順位
- (ロ) 当該取扱いに関連して、発行体は金融商品発行前に事前照会制度も利用し得る。また、ハイブリッド金融商品が租税回避取極めに関連して発行されている場合には租税回避規定の適用もできる。なお、当該取扱いがハイブリッド事業体へどのような影響があるかという点をシンガポール政府は考慮する必要があると思う。
- (ハ) グループ内において出資された資本のうち、その他 Tier1 (Additional Tier 1)

に関し、ハイブリッドミスマッチ取極め無効化のルールを適用すべきかにつき決定する必要がある⁽¹²⁾。なぜなら、BEPS 最終報告書を受け入れる場合には、当該報告書の内容はシンガポールで設立された銀行に影響を与え、その他 Tier 1 に該当する出資 (instruments) に対する税務上の不明確さをもたらすからである。また、その他 Tier 1 に該当する出資から生ずる支払の損金算入が否認される場合には当該銀行の規制資本のコストも増加させ得る。

3 米国

香港からのパネリストは、米国における国際税務経験が豊富であるとの理由で、米国における BEPS プロジェクトの対応について、行動 13 を中心に説明がなされた。

(1) 移転価格税制に係る文書化（行動 13）

イ 概要

BEPS プロジェクトを通じて、移転価格に係る文書化についていくつかの変更点はあるが、大きなものではなく、影響は小さいものと考えている。具体的には、国別報告書制度を実施するため、以下のように、暫定 IRS 規則として、IRS 規則を改定した。

- (イ) 米国の究極親会社等は、自らが所属する多国籍企業グループの収入が前年度 850 百万ドル以上である場合には、年に一度国別報告書を提出しなければならない。
- (ロ) 国別報告書は年度が終了後 12 か月以内に原則、確定申告書と一緒に提出しなければならない。
- (ハ) 2016 年中に予定される最終 IRS 規則の制定日後に開始する米国親会社等の課税年度から適用する。暦年申告する納税者は、2017 年分から当該最終規則を適用

するのであるから、2018年に申告し、2019年には情報交換規定に基づき、IRSには締結国に対し情報交換を実施することとなる。

(ニ) 居住事業体 (constituent entities) は、税務上の居住国等 (the tax jurisdiction of residence) で税務上の ID 番号 (tax ID number) を含めて提出しなければならない。

ロ 居住事業体

(イ) 居住事業体には、法人、パートナーシップ、米国所得税法上透明な事業体、信託などの全ての事業を実施する者 (all business entities) が含まれ得る。

(ロ) 米国 GAAP に基づき会計上連結しなければならない連結子会社等や外国法人等の PE も含まれる。すなわち、外国法人等の PE は、当該 PE に帰属し得る所得の範囲内で、米国の居住事業体として取り扱われる。

(ハ) 管理又は設立された場所その他類似基準に合致するものを基礎として決定された税務上の居住地で租税が課される場合には、租税が課される場所の居住事業体となる。

ハ 居住国等に提出されるべき情報 (CBC residence information)

多国籍企業グループに属するそれぞれの居住事業体は、当該多国籍企業グループ単位でひとくくりにして、その収入、利益その他必要とされる情報について、税務上の居住国等に基づき、決められた国へ結果として報告することとなる。なお、複数国の居住事業体に合致するような場合には、租税条約上のタイプレギュレーションに基づき、税務上の居住地を決定する。

組成された国で課税されないパートナーシップやその他透明な事業体は一般に当該国の居住事業体ではない。IRS は、パートナーの居住地において、パートナーが課税

される前提に立てば、パートナーの居住地において、当該パートナーのパートナーシップ持分関連事項が報告されるものと考えている。

具体的内容は以下のとおりである。

(イ) 財務情報の視点で取りまとめられたもの

- ① 税務上の居住国等
- ② 税務上の居住国等と異なる場合の構成会社等の組成された国等
- ③ 主要な事業活動
- ④ 税務上の ID 番号

(ロ) 構成会社等の視点で取りまとめられたもの

- ① 収入金額 (関連者、非関連者、合計)
- ② 税引前利益 (損失)
- ③ 納付税額
- ④ 発生税額
- ⑤ 資本金又は出資金
- ⑥ 利益剰余金
- ⑦ 従業員数
- ⑧ 現金・現金同等物以外の有形資産額

(2) その他

イ ミニмумスタンダードを含む行動

(イ) 有害税制への対応

現行法で研究開発費控除は認められており、知的財産に対する優遇措置改定の動きはない。その他優遇措置を有しているが、改定されるかどうかは分からない。

(ロ) 租税条約濫用の防止

一般的には発効済又は批准前の租税条約に組み込まれた LOB 条項や導管防止条項を通じて行動 5 のミニмумスタンダードは満たしており、また、LOB 条項をより厳格にする米国モデル租税条約改定案が提起されている。米国議会は主要目的テスト条項 (PPT clause) に反対を続けているが、いずれ同意するであろう。

(ハ) 移転価格税制に関する文書化

ミニмумスタンダードである国別報告書に関する暫定案が公表されている (概

要は上記 3(1)参照)。その他移転価格税制に関する文書化についての改定は未定である。

(二) より効果的な紛争解決メカニズムの構築

行動 14 はおおむね現行の紛争解決メカニズムと合致している。租税条約は強制的な拘束力のある仲裁条項を有している。ただし、署名された条約は 2011 年以降上院での批准手続が遅滞しており、いつ効力を発するかは未定である。

ロ ベストプラクティス等⁽¹³⁾

(イ) 付加価値税における電子経済への対応
米国は連邦付加価値税を採用していないし導入する予定もない。

(ロ) ハイブリッド・ミスマッチ取極めの無効化

最終報告書で示されている、控除可能なハイブリッド支払に関するルール (Deductible Hybrid Payments Rule) やハイブリッド支払者が行う控除可能な支払に関するルール (Dual Resident Payer Rule) を具体化した、二重損金算入制度 (dual consolidated loss rules) を現行法上有しているが、最終報告書で示されたその他のものについての暫定規則はない。

(ハ) 外国子会社合算税制の強化

最終報告書で示されている多くのものは現行法に組み込まれており、現行法を変更する暫定規則はない。

(ニ) 利子控除制限

純支払利子の損金算入についての現行固定比率ルールは外国法人等が支配している法人等に適用されるが、当該固定比率は最終報告書で示されている 10-30%ではなく、50%である。現行法を変更する暫定規則はない。

(ホ) 人為的な PE 認定回避

米国財務省はいくつかのものには好意

的な対応するようであるが、署名された条約は 2011 年以降上院での批准手続が遅滞しており、いつ効力を発するかは未定である。

(ハ) 移転価格税制と価値創造の一致

米国財務省は、現行の移転価格税制と行動 8-10 の勧告と首尾一貫がとれており、本質の変更は不要であると考えている。

(ロ) タックスプランニングの義務的開示

濫用的タックスプランニングに対する法令上開示義務規定を有しており、変更するための暫定規定はない。

4 マレーシア

行動 13 の中で国別報告書の利用法や課題を中心として説明がなされた。

イ 国別報告書等

(イ) OECD 勧告との相違点等

国別報告書について、恐らく 50 件ぐらい究極の親会社としてマレーシア当局に提出し、最終的には数千件、関係国との間で共有することとなろう。マレーシア当局は現段階では OECD が勧告した定型書式を使用する予定であるが、将来は追加情報を要求するようである。

OECD は最初の国別報告書につき 2017 年末までに報告するよう勧告しているが、マレーシア当局は、国別報告書につき 2017 年 1 月以降開始する会計年度から提出を義務化し、会計年度終了から 1 年以内に提出するように決めており、結果として、最初の国別報告書は 2018 年末までに報告することとなる。こうした提出時期のずれは、オーストラリアやイギリスにも見られて、許容されるものと考えている。なお、国別報告書は年 1 回であるが、マスターファイルやローカルファイルについては同時文書化義務がなく、マレーシア当局の要請から 30 日

以内に提出することとなっている。

(ロ) 国別報告書の利用法

マレーシア当局は、国別報告書について、移転価格上その他 BEPS 関連の大きな問題について査定するためや経済上・統計上の分析のため、更に税務調査の過程で多国籍企業グループの移転価格上その他の税務上の問題点につき更なる質疑実施の基礎資料のために利用する一方、詳細な移転価格文書の代用や定式配分を目的とした移転価格調整には利用しないと考えている。

(ハ) 国別報告書の課題

国別報告書には以下のような課題が存在する。

- ① 法令順守の負担増大
- ② 適切なタイミングで移転価格文書を準備するための人材必要性
- ③ 全世界的なデータ抽出をするための情報システムの準備
- ④ 多国籍企業グループ内で採用している異なった会計基準の下での勘定科目上の調整
- ⑤ 多国籍企業グループ内での異なった会計年度を採用している場合の会計年度の調整
- ⑥ 現地情報が国別報告書の要求水準を満たしていない場合、現地当局は定型書式に記載された情報につき質問し得るかという点
- ⑦ 外貨による多国籍企業グループ内の取引につき必要とされる自国通貨換算方法
- ⑧ 国別報告書の定型書式内で規定されている用語の明確化

ロ その他

租税条約の濫用、より効果的な紛争解決メカニズムの構築、多国間協定の開発移転に関するマレーシアの現状について説明があった。その概要は以下のとおりである。

マレーシア当局は恐らく、主要目的条項、特典制限条項、サービス PE 条項を追加する租税条約の改定を検討しているが、強制的拘束力がある仲裁条項は喫緊の課題とは考えていないだろう。また、マレーシア当局は、多国間協定に参加したいと考えているであろうが、最終決定は多国間協定に含まれる条項次第であろう。

5 韓国

BEPS プロジェクトにつき、透明性及び実質性に関する箇所を中心として説明がなされた。

(1) 透明性に関する箇所

イ 移転価格税制に係る文書化

(イ) 2016 年から、以下のように、国境を超える取引に関するマスターファイル・ローカルファイルの提出が義務化された。なお、国別報告書に関する法律は 2016 年に施行、2017 年から適用されている。

(ロ) マスターファイル・ローカルファイルは、内国法人、外国法人の PE 等が対象であるが、年間収入金額が 1,000 億ウォン超、関連者間取引が 500 億ウォン超という条件も付されている。また、提出時期は確定申告時に一緒に提出することとなっているが、暦年ベースの納税者に関する最初の提出期限は 2017 年 3 月末で、一定の条件を満たした場合には申請に基づき 1 年間期限延長が可能である。なお、法令違反の場合には 3,000 万ウォンの過料が課される。

(ハ) 当該報告は原則法令の下規定された標準形式で提出しなければならないが、マスターファイルが親会社によって準備され、かつ、法令の下要求される情報を全て含んでいる場合にはそのまま提出することができる。全ての報告は韓国語でなされなければならない。

(ニ) 韓国当局は APA を締結している法人に対して当該報告を要求すべきか否か検討中である。また、韓国当局は他国の関連規定を検討した後、提出期限延長の更なる条件緩和すべきか否かも検討中である。

ロ その他

タックスプランニングの義務的開示（行動 12）について、韓国は義務的開示規定を有していないし、当該規定が採用されるとは思われない。

より効果的な紛争解決メカニズムの構築（行動 14）について、強制的な仲裁条項導入は明言していないし、また、現在の相互協議規定は条約漁りに関連する納税者の参加を認めていないが、当該納税者の参加を認めるよう示されていることから、将来的には当該報告書の内容に従うと思われる。

(2) 実質性に関する箇所

実質性に関する箇所に直接関連するものについての国内法制化はなされていないし、明確な対応も示されていない。

イ 租税条約濫用の防止

行動 6 の租税条約濫用の防止であるが、国内租税回避防止規定だけでも条約漁りには十分対応できている。当該最終報告書で示されているオプションのうち、韓国当局が採用するのは、①主要目的テスト及び簡易版特典制限条項、又は、②主要目的テストを採用するものと思われる。

ロ 人為的な PE 認定回避

行動 7 の人為的な PE 認定回避であるが、いかなる活動も準備的・補助的活動でない場合は PE 認定し得るということが原則である一方、オプションとして、リスト化した特定活動について準備的・補助的な活動であると言えれば、PE 認定を回避し得るという規定を設けることも許されている。そうした場合、当該リスト化された特定活

動が韓国当局によって否定され、納税者が立証を求められるときには、準備的・補助的活動をどのように立証していくのかという点、特に、積極的な課税がなされ得るコミッション契約についてどのようにしていくのかという点が課題となろう。

ハ 移転価格税制と価値創造の一致

行動 8-10 の移転価格税制と価値創造の一致であるが、韓国当局の準備は初期段階であると思われる。BEPS 最終報告書、すなわち、OECD 移転価格ガイドラインの改訂により一定の方向性は示されたものの、リスクの定義、価値に寄与する無形資産の経済的所有権、事後業績の反映、低付加価値のグループ内役務提供については、より明確化を図る必要があると考えている。

ニ 利子控除制限

行動 4 の利子控除制限であるが、2016 年には導入した場合の長所・短所に関する韓国当局による研究会が予定されている。利子控除制限規定が導入された場合には、韓国を拠点とする多国籍企業の資本調達に深刻な影響を与えると思われる。

ホ ハイブリッド・ミスマッチ取極めの無効化

行動 2 のハイブリッド・ミスマッチ取極めの無効化であるが、国内法制定過程はまだ初期段階であるが、ハイブリッド・ミスマッチ関連の濫用的租税回避に対する大きな懸念は見受けられない。

6 各国発表後の質疑応答等

各国発表後の主な質疑応答等は以下のとおりである。

(1) 国別報告書に関する質疑応答

イ 議長からシンガポールに対して、以下のような質問がなされた。

国別報告書への各国の対応に関して、マレーシアとシンガポールは勧告どおりには

実施できないようであるが、両者は相違点がある。マレーシアは国別報告書の義務化の時期が1年間遅れるとのことである。これは、法律制定過程の問題でやむを得ないこともあり、OECD加盟国の中でも実施できない国がある。他方、シンガポールは国別報告書の義務化自体をしないようである。その理由は何か。

ロ 当該質問に関して、シンガポールからは以下のような回答があった。

BEPS 最終報告の勧告を全て実施した場合には大きな変化が生じ得る。また、近年、各国との租税条約の中に OECD 新基準に合致した情報交換規定を取り入れ、更に、それを拡大する形で、2016年には税務行政執行共助条約も発効している。こうした情報交換から生ずる影響も大きいのではないかと思われる。人的資源が限られているシンガポール当局にとっては負担が重く、大きな影響があるものを同時期に施行すれば混乱することも予想される。BEPS 最終報告書に関連して新たに実施する部分や発効後の税務行政執行共助条約から生ずる不確実性を見極める必要がある。特に、国別報告書の義務化は、例えば、BEPS 関連のハイブリッド・ミスマッチにも関係し、リンキングルールを施行すれば、量的な負担も重く、影響は大きいであろう。こうした不確実性が見極められてから導入をシンガポール当局は検討するのではないか。

(2) その他

多国間協定への各国の対応についても議長から質問がなされた。日本・韓国からは、恐らく全ての条項に関して批准するのではないかと考えているとの回答があった。米国は参加を表明していないが、もし批准することとなれば、いくつかの変更すべき点が生ずることとなる。しかし、それらにつき米国は好意的なものと考えているので、恐らく批准する

こととなろうという香港からの回答もあった。

議長から、BEPS 最終報告書で勧告されたミニマムスタンダードは四つであり、これらは多国間協定の中に含まれることとなるであろう。しかし、当該ミニマムスタンダードは BEPS への対応の出発点にすぎず、今後の各国の取組状況を踏まえ、ベストプラクティス等もミニマムスタンダードに取り込まれていく旨コメントがなされた。

セミナーD BEPS 最終報告書を受けた各国の対応（中東、南アジア、オセアニア）

【議長及び討論者等】

Chair: Kuntal Dave, Nanubhai Desai & Co., (India)

Panel: Emile Bongers, Stibbe, (UAE)

Craig Elliffe, Uni. of Auckland, (New Zealand)

Miranda Stewart, Australian National Uni., (Australia)

Kalyani Dahanayake, Department of Inland Revenue, (Sri Lanka)

【セミナーDのポイント】

議長から BEPS プロジェクトの概要説明後、インド、アラブ首長国連邦、ニュージーランド、オーストラリア及びスリランカから、BEPS プロジェクトに対する民間からの懸念事項、税務当局の対応状況、BEPS プロジェクトに関連する論点についての説明がなされた。

BEPS プロジェクトの懸念事項では、インドのように納税者側の懸念を表明したり、オーストラリアのように税務当局側の懸念を表明したり、アラブ首長国連邦のように法人税が国家収入のメインでないため受け身で対処したりする等、様々であった。

BEPS プロジェクトへの税務当局の対応状

況も、最も注視すべき施策として、インドのようにミニマムスタンダードを強調したり、ニュージーランドのようにハイブリッド・ミスマッチ取極めの無効化等最も懸念のある施策を強調したり、オーストラリアのように BEPS プロジェクトをより有効に進める別施策を強調したりする等、様々であった。

BEPS プロジェクトに関連する論点については、無形資産保有事業体の事業実施に関する判断基準には新たなネクサス概念の重要性を指摘する等の理論面での指摘、人為的 PE 回避の判断基準は事実認定の問題がより重視されるであろうというような実務面での指摘、双方バランス良くなされた。

1 BEPS プロジェクト概要 (Seminar D 資料 1~4 ページ参照)

(1) BEPS プロジェクト前においては、各国の税制等の隙間を利用したハイブリッド・ミスマッチ取極め、租税条約の濫用、優遇税制の悪用などダブルアイリッシュダッチサンドイッチのような濫用的タックスプランニングが散見された。BEPS プロジェクト後は BEPS 最終報告書に沿った国内法令により、段階的ではあるが、濫用的タックスプランニングから生ずる問題は減少していくであろう。

(2) BEPS プロジェクトの目的は、①各国制度の国際的一貫性の確立、②国際基準の効果の回復、③透明性の向上、④法的安定性と予見可能性の向上、⑤多国間協定の確立である。そして、BEPS プロジェクト行動計画は大きく五つに区分されるものと考えている⁽¹⁴⁾。

一つ目は特定の産業に限定した行動計画であり、行動 1 の電子経済の発展への対応が該当する。

二つ目は各国制度の国際的一貫性の確立であり、行動 2 のハイブリッド・ミスマッ

チ取極めの効果の無効化、行動 3 の外国子会社合算税制の強化、行動 4 の利子控除制限、行動 5 の有害税制への対抗が該当する。

三つ目は価値創造の場という実質に着目した課税であり、行動 6 の租税条約濫用の防止、行動 7 の人為的な PE 認定回避、行動 8 の無形資産取引に係る移転価格ルール、行動 9 のリスクと資本に係る移転価格ルール、行動 10 その他の租税回避の可能性の高い取引に係る移転価格ルールが該当する。

四つ目は透明性と法的安定性の向上であり、行動 11 の BEPS 関連のデータ収集・分析方法の確立、行動 12 の濫用的タックスプランニングの義務的開示、行動 13 の移転価格税制に係る文書化の再検討、行動 14 のより効果的な紛争解決メカニズムの構築が該当する。

五つ目は BEPS プロジェクトの迅速な執行であり、行動 15 の多国間協定の開発が該当する。

2 BEPS プロジェクトへの懸念事項等

(1) インド

イ 第一の懸念は、価値創造の場という実質に着目して課税が強化されるのではないかという懸念である。インド当局は従来から実質課税や PE 認定を含めた源泉地課税という点には厳格であり、BEPS プロジェクトが遂行された場合には、ロケーションセービングや価値創造の場という新たな概念を作り出したり、ロイヤルティ定義の拡大をしたりすること等により課税が強化されるのではないかという点である。例えば、インドの租税条約はおおむねサービス PE を組み込んでおり、また、人為的 PE 認定を否認する国内法も有していることから、価値創造という新たな概念により、外国人の従業員がわずか一日の滞在で PE 認定され得るという懸念がある。

ロ 第二の懸念は、納税者の事務負担増加で

ある。例えば、租税条約濫用の防止に関連して言えば、インドから外国へ対価を支払う場合の源泉税につき軽減税率を適用するには当該外国から発行される居住証明書が必要であるところ、居住証明書の提出を強化したり、租税回避防止規定に基づく過大な報告要請がなされたりすることへの懸念である。また、こうした事務負担増加は、BEPS 関連のデータ収集・分析方法の確立についても考えられる。例えば、法人の財務情報、調査実績や財産評価に対する過度な要求についての懸念がある。

ハ 第三の懸念は、BEPS 最終報告書の実施に疑義があるものが存在することである。例えば、ハイブリッド・ミスマッチ取極めの無効化について現時点では、関係国間の情報交換仕組みが不十分で、ハイブリッド金融商品等の税法上の取扱いが自国と異なっているかを認識することが難しいのではないかという懸念を持っている。また、外国子会社合算税制の強化や利子控除制限については、インドではどちらの規定も有していない。しかし、前者は PE 認定において実質的に管理する場所を厳格に適用すれば足りるし、後者も租税回避防止規定を適用すれば足りるのではないかと思っている。

(2) アラブ首長国連邦

中東諸国は現在、個人所得税や付加価値税を有しておらず、更に、サウジアラビア・クウェートのような僅かな国を除いて、アラブ首長国連邦を含むそのほとんどの国が法人税を有していないか、ほとんど課していない状況である。こうした状況もあり、中東諸国は BEPS プロジェクトには受け身で対応してきたところである。しかし、近年中東諸国も租税条約ネットワークを拡張することに積極的で、原油価格の低迷が経済に与える影響が大きく、経済も多様化しているので、租税強化

を考えている。ただし、湾岸協力会議加盟国（アラブ首長国連邦、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア）では、個人所得税よりも付加価値税導入を検討中である。BEPS プロジェクトの核の一つである価値創造という実質に着目した課税は主として法人所得税に関するものであろうが、付加価値税も価値が付加された場所での課税を念頭に置いているので、BEPS プロジェクトの考え方を参考にしていく予定である。

(3) ニュージーランド

パナマ文書問題では、多国籍企業 20 社が年間 100 億 NZ の売上げを得ているにもかかわらずニュージーランドから利益を濫用的に移転し法人税を納めていないとの報道やニュージーランドで設立される外国信託は人気のある節税商品 (tax friendly vehicle) として外国人投資家に広く認識されているとの報道があった。

しかし、ニュージーランド政府もこうした状況に懸念を有し様々な施策をしている。したがって、パナマ文書問題に関連する報道により、ニュージーランドは自国の税源浸食所得移転の問題を放置したり、諸外国に悪影響を与える有害税制を助長にしたりしているといった誤ったイメージを持たれているのではないかということを心配している。

(4) オーストラリア

イ オーストラリアでは、BEPS 最終報告書が提出される前から、政府、議会、税務当局いずれの部署でも BEPS プロジェクトで対応しようとしている税源浸食所得移転につき懸念を有していた。

ロ オーストラリア政府は 2014 年 G20 議長国等として、BEPS プロジェクトに大いに貢献している。また、オーストラリア上院においても 2014 年 10 月、法人税に関する租税回避・濫用的軽減問題につき委員会に

付託し、当該委員会は多国籍企業等に対し調査を実施し、2015年8月に中間報告書、2016年4月に最終報告書を提出している。更に、オーストラリア税務当局も、積極的に、移転価格調査を実施するとともに訴訟にも対応している。

ハ BEPS プロジェクトは法人税を中心としたものであるが、富裕層の租税逃れについても懸念を有しており、様々な富裕層への対応措置も実施している。例えば、租税犯罪等について警察当局、金融当局、税務当局がその垣根を越えて協力して成功を収めている Wickenby プロジェクトがあるが、当該プロジェクトは、諸外国の当局や国際機関とも協力関係にあることからオフショア勘定を利用した租税犯罪等にも対応でき、2008年頃顕在化したリヒテンシュタインリークにも適切に対応した。また、自発的情報提供した場合への救済措置としての‘Do it’計画も設けられている。現在は報道等によると800人程度オーストラリア人が関与しているといわれているパナマ文書問題に積極的な対応をしているが、こうした対応のために情報交換規定の活用は欠かせないだろう。

(5) スリランカ

スリランカにおいて国際課税に携わる人員が少ない中、進出してきた多国籍企業により、主として、ハイブリッド・ミスマッチを利用した所得移転、条約漁りその他の租税条約の濫用、移転価格を利用した所得移転により、税源浸食所得移転問題が生じているのではないかという懸念を有している。また、国際課税に必要な情報も十分利用できていない状況である。

3 BEPS プロジェクトへの対応

(1) インド

イ 有害税制への対応（行動5）

無形資産への優遇税制については特許権から生ずる所得を対象としたものがある。特に留意すべき点はインドにおいて、開発され、かつ、登記された特許権から生ずるロイヤルティであるかを査定しなければならないことである。暫定税率は10%であるが、いかなる控除も認められない。上記内容は2017年4月1日以降有効となる。

ロ 多国籍企業情報の報告制度(国別報告書)(行動13)

2017年4月1日以降施行するためには、2017年11月までに国別報告書が提出しなければならないであろう。また、後日、より詳細な基準等が公表されるであろう。

ハ 電子経済の発展のための対応（行動1）

国境を越えて提供される電子商取引について、国内での電子商取引との間の租税負担の公平性を確保するため、財務省は2016年2月、国境を越えて提供されるB to B電子商取引について、居住者から非居住者に支払われる対価の6%相当の均等税(equalization levy)を賦課することを提案した。

(2) アラブ首長国連邦

法人税が課されていないため、アラブ首長国連邦におけるBEPSプロジェクトへの対応策は極めて限定的であり、BEPSプロジェクトに関連して特定のアナウンスもなされていない。しかし、サウジアラビアは、G20メンバーとしてBEPSプロジェクトに参加し、法人税を採用しているサウジアラビアとクウェートは注意深くPEの状況を査定しつつ、PE課税を行っている。また、中東において移転価格ルールはかなり新しい概念であるが、サウジアラビアとクウェートは、IMFの指導の下グループ内役務提供に関するルールを策定し、注意深く検討し、移転価格課税を行っている。

(3) ニュージーランド

イ BEPS プロジェクトに対応する現行法令は、電子商取引に関する GST (付加価値税) や非居住者が入手後 2 年以内に一定の国内資産を売買する場合の源泉所得税がある。前者は日本が採用している消費者向け取引での登録国外事業者による申告納税方式と類似している。

ロ 源泉所得税に関する検討中の法令は、非居住者が関連者である貸主へ支払う利子に対する源泉所得税の改定 (金融取引に基づく借主が控除可能な利子費用と源泉所得税の基礎となる貸主の利子所得を決定するそれぞれのルールが一致するような仕組みとする等) や認定借主に対する課税ルール (Rules for Approved Issuer Levy) の強化である⁽¹⁵⁾。

ハ その他の検討中の法令は、金融機関に口座開設者に対する注意義務と税務当局への報告義務を課す自動的情報交換に関する法令、国内租税回避防止規定を租税条約に適用し得ることを明確にする法令 (行動 6)、現行の過少資本税制を支えるため利子控除制限に関する法令 (行動 4)、新たなハイブリッド・ミスマッチ取極めに対応するルールに関する法令 (行動 2) がある。

(4) オーストラリア

最近の国内新規施策は、第一に租税回避防止規定を改定し多国籍企業による租税回避行為へ対応できるようにしたことである。イギリスのような迂回利益税 (Diverted Profits tax) の導入で、租税回避又は所得移転スキームを締結している場合には罰則を倍にする仕組みを採用している。その他の新規施策としては過少資本税制の強化等が挙げられる。

多国間にまたがる施策として、自動的情報交換の改善、BEPS 最終報告書で勧告された国別報告書の実施、BEPS 関連の多国間協定締結に関する交渉、パナマ文書に関する調査

等多国間にまたがる調査実施の調整が挙げられる。

(5) スリランカ

2013 年に移転価格税制が導入され、外国当局や OECD の協力の下、移転価格に関する研修が実施されることで、全世界共通の移転価格問題に対する職員理解が深まった。スリランカ税務当局としては現在、優先順位が高いものとして、移転価格税制の執行に集中的に取り組んでいる。実地調査だけでなく、移転価格調査において重要な統計分析も基づく内部調査も積極的に実施している。また、金融当局その他政府部局との情報交換、2015 年から組み込まれた税務専門家による移転価格上の証明書も積極的に活用しているところである。しかし、収集された情報は必ずしも十分ではない。さらに、BEPS プロジェクト実施については、財務省と協力して施策を実施しているところである。

4 BEPS プロジェクトに関連する論点

(1) 合理性のない PE 機能の細分化等人為的 PE 認定を回避しているか否かという点

合理性のない PE 機能の細分化等人為的 PE 認定を回避しているか否かという点につき、若干議論された。BEPS プロジェクトの核心の一つである実質性に基づき PE 概念が拡張されているが、ニュージーランド等から事実認定の問題で結局は当局と納税者の交渉次第ではないかというコメントがあった。

(2) 無形資産保有事業体が事業を実施していると判断するには何が求められるかという点

無形資産を保有する事業体が事業を実施していると判断するには何が求められるかという点につき、若干議論された。オーストラリア等から、OECD で新たに導入されたネクサス概念、すなわち、重要な経済的活動の有無

によって事業をその場所で実施していると判断するのであろうというコメントがあった。さらに、OECD 移転価格ガイドライン改訂でも、取引の否認・再構築部分では類似して箇所が見られるとのコメントもあった。

(3) 税務上の法令順守

税務上の法令順守について、移転価格税制に係る文書化、取引に係る経済的実質判断への移行、多国籍企業の主要な活動における機能的貢献度等につき簡潔に説明がなされた後、国別報告書の提出や経済的実質に基づく調査対応の負担は重すぎるというコメントがあった。

(4) 効果的な紛争解決

税務紛争につき、国際的紛争解決を中心に簡潔に説明が行われた後、BEPS プロジェクトがなかったとしても、国際化の進展により移転価格上の問題は増加し、二重課税問題も増加したであろう。そして、二重課税問題を解決するために相互協議の役割は大きい、なかなか解決できないことも多く、仲裁の仕組みも重要になってくる。他方、BEPS プロジェクトは二重非課税に焦点が当たっているが、今後、二重課税と二重非課税どちらにウェイトを置いていくべきかという質問があった。租税条約の主たる目的は二重課税問題であり、二重課税問題が当面の課題であるが、長期的にはバランスをとっていくことが必要となるのではないかとコメント、税務訴訟など税務紛争が増えていくと、納税者も税務当局も税務上の取扱いについて考え方が変化していき、事前段階から納税者・税務当局の信頼関係が重要になってくるだろうというコメントがあった。

(5) その他

その他、企業価値等の事業再編に関する論点、移転価格上のような場合に実態を有す

るのかという点等の資金調達を目的とした事業体に関する論点、重要な経済的実質に基づく課税等の電子経済に関する論点に関して、簡潔に説明がなされた。

5 BEPS プロジェクト実施成果を左右する要素

BEPS プロジェクト実施成果を左右する要素について、政府・税務当局の関与度合いや BEPS プロジェクトを執行する法的枠組みの程度等の一般的なものに加え、規模、使用言語、ミニマムスタンダードの範囲、関係国の協力関係、国家主権との関係、計画対象期間、税務訴訟理念という多国間協定に関するものについて簡潔に説明がなされた。インドから、多国間協定に関するものにつき、規模、使用言語、国家主権との関係、税務訴訟理念が重要であると考えているところ、特に、国家主権はそれぞれの国の歴史を有するものであり各国間で簡単に協調できるものではないのではないかというコメント、アジア諸国の中でもインドは問題が生じれば 60%程度訴訟が提起される一方、中国はほとんど訴訟提起されないといった多様性があり、訴訟理念を協調できるものではないのではないかというコメントがなされた。

① フランスやオランダは裁判所における税法固有のアプローチ採用が普及しており、また、ギリシャ、イギリス (2013)、デンマーク、イタリア (2015) は近年一般的租税回避否認規定を導入した。

② 1991 年最高裁判決において、私法上の目的において無効でない場合には租税法上も法形式は尊重される旨の私法上のアプローチが判示された。その後、厳密な意味での私法上の目的に合致するかは疑問ではあるが、上記判決を引用し、租税回避目的のため利用された法形式について私法上の目的において無効であるとの判決が数多く出ている。

- (3) 議長が最後に全体の要約をしているが、そこで現状においてインドは相当程度形式を重視しているとの説明がなされた。筆者としては、上記 Vodafone 判決では、経済的実質課税の余地を認めながら、税務当局が敗訴していることからみれば、その判断は賛同できるものである。
- (4) 租税条約適用が当該一般の租税回避否認法に優先され、また、2017年4月1日以前の投資については適用除外とする既得権益条項が設けられている。
- (5) 議長が最後に全体の要約をしたが、その際、韓国はターゲットを絞った包括的租税回避防止ルール (TAAR) に該当すると説明している。筆者としては、当該規定が「国際租税調整に関する法律」に組み込まれているから、見解の相違を生じさせたのではないかと考えている。
- (6) Ramsay & Rawling 判決 (発表者レジュメより抜粋。省略のための点線は筆者加筆)
それぞれの取引において 2 つの資産が見受けられるが、それらは相反する性質を持つ…粒子のようなもので、一方が損失を生じさせるために使われ、他方が利益相当分を生じうるものである。実現していない利益相当分は現実の損失を相殺するものでも課税しうるものでもない。当該粒子のように当該資産の存続期間も短く、目的を遂行するため当該資産は相殺し消えるものである。
 一連の取引を行った結果、スキーム作成プロモーターに対する手数料と一定の経費を支払ったこと以外、納税者の財務状況は当該取引前と変わりなく、これが避けがたいものであったとしても、率直に言って当該スキームの唯一にして全ての目的は租税回避のためだったと認められる。
資産譲渡益は現実世界での取引により生じるものであり、人為的に作られた世界で生じるもの (that of make-belief) ではない。
- (7) 上記判決はニュージーランド裁判所判決である C.I.R. v. Challenge Corp Ltd (1986)判決から引用されている。
- (8) 当該規定に関する初期段階の判例である SBP Sdn Bhd v. DGIR(1985)においても、歳入庁が所得税法 140 条 (1) を適用する場合、当該規定は「いかなるときにも適用できる武器ではない」が、司法判断に沿って適用することはできる旨判示されている。

- (9) 改訂される OECD 移転価格ガイドライン 6.6 において、無形資産は「有形資産でも金融資産でもなく、商業的活動のため所有又は支配しうる資産で、当該資産の使用又は移転につき、比較できる条件の下、独立した当事者間取引で対価性を有しているもの」と定義されている。
- (10) OECD 移転価格ガイドラインにおける取引単位利益分割法

OECD 移転価格ガイドラインは独立企業原則に従った利益分割には複数の方法があると言及している。それらは主として、総利益を関連者の貢献度の相対的価値で割るという寄与度分析、ユニークでない貢献に対する基本的利益とユニークで価値のある残余利益 (損失) に分けて考察する残余分析である。

当事者間の残余利益の配分については、典型的な配分基準として、①資産に関するもの (運転資産、固定資産、無形資産、投下資本)、②費用に関するもの (研究開発、エンジニアリング、マーケティング等の主要業務関連費用) がある。その他の配分基準としては、売上増加分、人員数、投与時間数、サーバー数、データストレージ数、小売拠点の床面積が挙げられる。なお、配分基準は課題に直面して創出されたかなり高い付加価値と強い相関性を持つべきである。

- (11) 法人税率 15%の国の居住者である A 社と法人税率 35%の国の居住者である B 社は同じ企業グループに属するところ、B 社が A 社から借り入れを行い、A 社が利息を支払う場合、同グループの実効税率は下がるが、同グループ全体としての支払利息費用は変わらない場合に上記問題が想定される (両国とも、移転価格税制や過少資本税制を採用しておらず、利子控除に関し制限がなく、利子に対する源泉徴収も生じないと仮定)。
- (12) バーゼルⅢにおいて、資本の質の向上のため、その他 Tier1 についても適格要件が厳格化されている。しかし、その他 Tier1 を含めた自己資本比率は指標の一つとなっており、一定のハイブリッド金融商品はその他 Tier1 に含まれる。
- (13) 発表者は、行動 7 の「人為的な PE 認定回避」と行動 8-10 の「移転価格税制と価値創造の一致」はミニマムスタンダードとしてとらえているが、筆者は、BEPS 最終報告を見る限り、上述した、有害税制への対応、条約濫用の防止、国別報告書

及びより効果的な紛争解決メカニズムの構築のみではないかと考えている。

- (14) 2016年5月26日付税制調査会・国際課税ディスカッショングループ資料の BEPS プロジェクト行動計画に関する区分とは若干異なっている。
- (15) ニュージーランドには、第三者から借入れをした場合、当該借主が税務当局からの認定を受けることで、当該借主の利子支払時における源泉税を0%にする一方、年度末に当該借主の借入契約総額をベースに課税する仕組みがある。